2017年度通常総代会報告書

2016年度を振り返り、2017年度の計画等を決めました。
「組合員の声を実現することを常に考え、学生の笑顔・満足度を広げよう」

組合員の声の実現に努力し、組合員の事を考えた生協活動を強化して、利用促進と満足度を上げる一年とします。大学の福利厚生の一部を安心してお任せいただける北大の生協づくりをめざして、生協から学生生活の変化等(学生生活実態調査、食堂利用調査等)について、大学に情報を発信しながら協力してすすめてまいります。

5月24日、フロンティア応用科学研究棟レクチャーホールにおいて北大生協2017年度通常総代会が開催されました。総代会は、実出席および書面出席によるたくさんの総代の皆さんの出席により開催要件を満たし、賛成多数によってすべての議案が可決成立しました。また各店舗の職員を交えて総代の皆さんと様々な意見交換を行い、日頃生協を利用している立場から貴重なご意見をたくさんいただきました。

約40名の実出席と、約130名の書面出席で総代会が行われました。

挨拶する
柿澤理事長

報告する
坂爪監事会議長

回答する
岸本専務理事

議案提案を行う
豊原学生委員長

表決後に北部食堂で行われた交流会では、お店ごとに店長たちを交えて活発な意見交流が行われました。

すべての議案が賛成多数で可決されました。また役員候補者は全員当選となりました。

第1号議案	2016年度事業報告・決算関係書類等承認の件
第2号議案	2017年度事業計画・予算決定の件
第3号議案	役員選挙規約改正決定の件
第4号議案	役員報酬限度額決定の件
第5号議案	議案決議効力発生の件

議案の採決結果と参加者数

1. 議案の採決結果

議案の採決結果 出席総代数 170 名(うち会場内議決数 42 名)

議　　案	保留	反対	賛成
第 1 号議案 2016 年度事業報告・決算関係書類等承認の件	4	0	賛成多数
第 2 号議案 2017 年度事業計画・予算決定の件	5	0	賛成多数
第 3 号議案 役員選挙規約改正の件	3	0	賛成多数
第 4 号議案 役員報酬限度額決定の件	7	1	賛成多数
第 5 号議案 議案決議効力発生の件	5	1	賛成多数

理事会から提案の議案はすべて賛成多数により承認・決定されました。

2. 総代会の参加状況

	学 生		院 生		教職員他		合 計	
	16 年	17 年	16 年	17 年	16 年	17 年	16 年	17 年
① 実出席	41	39	11	2	7	1	59	42
② 書面議決	70	60	17	19	53	49	140	128
③ 代理委任	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 参加合計	111	99	23	21	60	50	199	170
⑤ 選出数	125	117	31	25	68	66	224	205
⑥ 総代定数	142	142	50	50	82	82	274	274
⑦実出席率(①/⑤)	32.8%	33.3%	35.5%	8.0%	10.3%	1.5%	26.3%	20.5%
⑧参加率(④/⑤)	88.8%	84.6%	90.3%	84.0	86.8%	75.8%	88.8%	82.9%
⑨総代選出率(⑤/⑥)	88.0%	82.4%	62.0%	50.0%	82.9%	80.5%	81.8%	74.8%

全参加者数(概算)

	16 年	17 年
総代	59	42
学生委員	53	32
教職員委員	4	4
院生委員	2	2
生協職員	28	19
理事監事	12	13
合計	158	112

2017 年度総代会の議事の概要

2017 年度総代会は 5 月 24 日（水）18:30 に開会

議長に佐藤さん（教育学部学生）を選出し、柿澤理事長（農学研究院教員）が生協理事会を代表して挨拶をしました。豊原学生組織委員長（工学部学生）が第1～5号議案を提案、坂爪監事会議長（農学研究院教員）が監査報告を行った後、直ちに質疑・討論に入りました。

議案に対する質疑・討論（A パート）の後、理事会から討論のまとめがあり、その後 170 名（実出席 42 名、書面出席 128 名）で採決を行い、全議案を賛成多数で承認・決定しました。また役員選挙について全候補者が当選となりました。

テーマごとにグループに分かれての総代と生協職員との意見交流会（B パート）を開催しました（下記参照）。

A パートで議案に対する発言・討論が行われました

議案提案のすぐ後の A パートでは当日発言はありませんでしたが、事前に寄せられていた質問の紹介と、これに対する理事会からの回答がありました。後述の「質問に答えて」の項目にて質問内容とそれに対する回答を掲載しております。

B パートとして北部食堂にて総代と生協職員が意見交換を活発に行いました

B パートでは、北系食堂、南系食堂、北系購買、南系購買、書籍、キャリアサポート・旅行の計6グループに分かれて 50 分程度生協職員と総代との意見交流会を行いました。

昨年までとは違い、北部食堂にて軽食を摂りながらの意見交流という形式で行いました。A パートでは発言がありませんでしたが、この B パートではグループごとに活発に意見交流が行われました。

各グループでは生協学生組織委員が進行役となり、各現場で働く生協職員とその現場に興味のある総代のみなさんが参加しました。ここで出されたご意見・ご質問等は、理事・組織委員会・生協職員により、今後の生協運営に活かしていきます。

食堂北系（北部・工学）：学生委員　石川・佐藤

積極的な意見が多く、終始和気あいあいとした雰囲気でした。交流の中では、ミールカードを利用している総代から、使用金額が設定金額を超過してしまうという悩み、帰省期間に使えないからこそ還元率が気になるからどうにかしてほしいという要望をいただきました。

また、各食堂で味が変わることがあるので、そこは同じクオリティをどの食堂でもできるようにしていただきたいといった意見が出されました。

食堂南系（中央・クラーク）：学生委員　田村

終始和やかな雰囲気での意見交流が行われていました。

中央食堂 2 階の水曜日限定メニューのオムライスに関する質問や、ミールカードが日曜日祝日に使えないことに関する質問など、普段食堂を使っている中で生まれた疑問が出され、それに対して職員は丁寧に回答していました。また、南系食堂独自のフェア、新メニューの要望が出され、生協食堂へ大きな期待を寄せられていることが感じられました。

購買北系（北部・工学部）：学生委員　福田・佐藤

北系購買では、今の購買の現状に関して率直な意見交換が行われました。獣医学部生からは、人数が少ないため店員さんが親目線で対応してくれているという好意的な意見がある一方、書籍を置いてほしい、お持帰り弁当の野菜がワンパターンといった意見が寄せられました。

また各購買で新商品の売れ行きが好調らしく、職員からは新商品の仕入れを今後どんどん増やしていきたいとの話も出されました。終始笑いの絶えない和やかな雰囲気の中、有意義な意見交流ができました

購買南系（中央・生協会館）：学生委員 浅田

この部門には主に 2 年生以上の学生が参加していました。生協職員は、生協会館の工藤店長と研究室を担当する小杉山セールスが参加しました。参加者からは、「購買の営業時間を延ばしてほしい」といった意見や、「自炊用に調味料を置いてほしい」などの要望がたくさん出て、時間内には収まらないほどでした。また店長からは質問に対して誠実に回答がなされ、参加者にとっても有意義な時間となりました。

書籍：学生委員 村岡

紙の教科書が使われている授業が減っている、レジュメがオンラインでダウンロードできるなど、授業の形式の多様化が進んでおり、教科書の販売数が落ちているということが話されました。また、図書カードが使えることや、使った分もポイントが貯まることは学生はほとんど知らず、新しい発見でした。

総代からの意見としては、今後、生協の情報が ELMS 等の大学公式の情報として流すことができればもっと便利になるというものもありました。

キャリアサポート・旅行：学生委員 福山

キャリアサポートやトラベルなどの部門は、購買食堂のような普段北大生がよく利用するサービスとは違ったものであったため、総代からの質問は少なく、職員側からのサービスの説明が多くなりました。

旅行以外にも帰省の時にトラベルの利用が便利なことや、キャリアサポート店では公務員講座の場面の他にも、就活や教職課程、英語の勉強などさまざまな相談にも応じてくれることなど、総代にとってはお得な情報を知る良い機会となりました。

2017 年度　役員名簿

理事・監事は 2017 年 5 月 24 日の定例総代会で選出され、理事長等の役職は同日の第１回理事会および第１回監事会にて互選されました。なお、監事の久保先生は北海道大学総長より推薦され就任しています。

理　事

役職	氏　　名	所　　属	生協歴
代表理事 理事長	柿澤　宏昭	農学研究院教員	13 年副理事長、14 年～理事長
副理事長	吉見　宏	経済学研究院教員	91 年～15 年監事、16 年～副理事長
代表理事 専務理事	岸本　敬一	生協職員	11 年～理事、15 年～専務理事
理事	勝山　憲明	工学系事務部職員	新任
理事	寺澤　睦	理学・生命科学事務部職員	16 年～理事
理事	工藤　勲	水産科学研究院教員	新任
理事	羽山　広文	工学研究院教員	15 年～理事
理事	藤田　良治	高等教育推進機構教員	14 年～理事
理事	三上　直之	高等教育推進機構教員	15 年～理事
理事	笠原　敏史	保健科学研究院教員	15 年～理事
理事	谷　遼大	法学研究科学生　修士２年	13 年～理事
理事	相田　大輔	環境科学院学生　修士１年	15 年理事
理事	中山　拓登	農学部学生　学部４年	15 年～理事
理事	髙橋　真太郎	文学部学生　学部４年	15 年～理事
理事	縁記　和也	法学部学生　学部３年	新任
理事	藤原　魁佑	工学部学生　学部３年	新任
理事	豊原　涼太	工学部学生　学部３年	16 年～理事
理事	越智　亮太	工学部学生　学部３年	16 年～理事
理事	稲垣　征哉	理学部学生　学部３年	新任
理事	小笠原　明信	理学部学生　学部２年	新任
理事	西岡　尚樹	法学部学生　学部２年	新任

以上２１名

監　事

役職	氏　　名	所　　属	生協歴
監事	坂爪　浩史	農学研究院教員	12 年～14 年理事、15 年～監事会議長
監事	赤井　翔太	経済学部学生　学部３年	新任
監事	河嶋　雄也	経済学部学生　学部３年	新任
監事	熊谷　脩平	経済学部学生　学部３年	新任

大学推薦監事

監事	久保　淳司	経済学研究院教員	03 年～13 年理事、16 年～監事

以上　監事５名

質問に答えて

総代会当日の発言通告および質問はありませんでした。

なおＢパートではさまざまな質問意見の交流がそれぞれのグループにて行われました。

事前質問への回答

2017年度通常総代会議案に関して総代より質問と意見が提出されました。
（総代会当日に配布した「議案書別冊」には間に合わず掲載しておりません。）

当日質問のご紹介および理事会から回答をさせていただきましたが、下記に若干補足の上あらためて回答をまとめました。

●第2号議案　2017年度事業計画及び、予算について

Q1.　クラーク書籍のクラーク会館への移設について、かつてクラーク会館に書籍部が存在したときのことを覚えているが、かなり手狭であった。現在の書籍部は会館店の２階で人の流れができにくい。クラーク会館であれば、食堂からの人の流れを受ける事ができると考えられ、移設について賛成したい。ただし、店舗の規模、会館内の場所、営業時間について細かく詰めていかないと、移転の効果が失われると思われる。今後の詳細な検討にあたっては、その過程が具体的にわかるように配慮していただきたい。

また、北大生協ビジョンとアクションプランにもとづき、今後、中央福利厚生会館について検討が進められていくと思うが、中央への書籍部移転の可能性は検討されているのか？お聞きしたい。

（教職員その他総代より）

＜回答＞

ご意見ありがとうございます。

クラーク会館内に書籍部があったのは1997年のことであり今から20年前でした。当時、生協会館は近隣住民や自炊性対応のお店として今の業態とは違う、スーパーマーケット業態でしたが年々、近隣住民の生活スタイルや学生さんの自炊生活もコンビニやその他飲食店などが北でき大きく変わってきた時期でもあり、生協会館のリニューアル（スーパーからコンビニ）を行いました。その際に当時の理事会や総代会議などにおいて新生協会館の機能について様々な検討を行い、クラーク会館内にあるクラーク書籍を新店舗に移転し新業態となった生協会館の総客数増加を目指したものでした。

3年前には老朽化した生協会館の建替えを行い、学びと成長フロアーとしてオープンしましたが、全国的な読書離れ傾向の他、アマゾンなどのネットでの購入、札幌駅周辺への大型書籍店舗の出店の影響もあり利用客数については年々減少し、単独店舗としては赤字構造というのが現状です。

この状況を理事会としてもどのようにしていくのか、という事も含め、昨年は理事会の元に書籍事業委検討委員会も設置し、大学図書館の職員さんにも参加いただき現状の書籍業界動向や、

生協書籍部の状況把握、将来的な書籍店舗の在り方等を議論し理事会へ答申を受けたところです。

◆近年の書籍部門の事業悪化は、全体として大学生の読書時間の激減が大きな要因であり、北大生の読書時間を向上させる必要がある。

◆そのための日常的な取り組みについて議論する小委員会を理事会に設置し、図書館などとも連携しつつ継続的かつ柔軟な活動をしていく必要がある。

◆クラーク書籍については、認知度が低く利用者も限定的であり、例えば移設も視野に入れた抜本的な対策を議論すべきである。

◆書籍事業に対する北大生協としての方向性を明確にすべきである（例えば、赤字が続く場合の事業の方向性や継続性など、中長期的スタンスが明確化される必要がある）。

この答申を受け、2017年度も継続して書籍事業検討委員会を設置し理事会で書籍店舗の在り方について検討を進めます。

また中央福利厚生会館についてはこの間、生協として建替えの要望を関係部局に行っており、大学のキャンパスマスタープランでも検討されているようです。

もし中央厚生会館の建替えという事が現実的なものになれば、クラーク会館内、中央福利厚生会館どちらに書籍店があればよいのか、また学内に2店舗必要かどうか、なども考え、それに伴うコストが幾重にもならないよう総合的に判断したいと思います。その際、あらためて組合員や総代の意見を聞きながら、キャンパスにどのような機能がどこにあれば学内構成員にとって一番良いのかを大学関係部局と一緒に検討を進めていこうと考えています。

●第2号議案　2017年度基本テーマについて

Ｑ３．

（１）非正規職員の雇用確保対策をすすめるとあるが、具体的にどのような方策を考えているのか？お聞きしたい。

（２）北大生協は、在学中の大学生にもアルバイト雇用の機会を確保している場所だと推察される。現在、どの程度の本学学生がアルバイト職員として雇用されているのか？今後、本学学生のアルバイト雇用の機会拡大などは検討されるのか？お聞きしたい。

（教職員その他総代より）

＜回答＞

非正規職員の雇用対策について。

失業率は低下したと言われているがそうではありません。北大生協でも非正規職員さんの雇用が難しい状況です。特に早朝および夕方以降の非正規職員（フレンドリー職員）の雇用確保に苦慮していますが、これは北大生協だけではなく市場的にも飲食業界では大きな課題となっているようです。

このような状況を打破するため、雇用の厳しい時間帯での募集について、総収入がある程度見越せる130万円～150万程度の年収額である「フレンドリーＣ」での募集に変更する、あわせて現在雇用している方からこのフレンドリーＣへの契約変更をすすめるなどで、人手不足対策を行ってきています。また募集冊子の会社を増やすことや、掲載紙面の工夫などをおこなっていますが、今のところいずれも大きな成果はでていません。

今後は週労短期間契約（2～3日勤務）、短時間（2.75H）勤務制での新たなシフト体制を設定し、モデル店舗で実施しながら徐々に実施店舗を増やしていくことをすすめます。

また北海道大学の学生に限定しない時給アルバイトの雇用（他大学・専門学校・高校生など）や、短時間契約による2部門契約（例えば午前中購買・夕方から食堂勤務）の検討を進めます。

あわせて大学生協で働く仕事の「楽しさ」や「働きがい」を実感し、「心の豊かさ」の実現を目指すことが最大の課題ととらえています。

アルバイト雇用について。

4月末時点で188名の北大生が購買、食堂、北大ショップなどでアルバイトをしていただいています。この他に期間限定ですが試験監督官や新学期業務のアドバイザー、広報折り込み等、200名を超えるみなさんに登録していただいて生協を支援していただいています。

今後はさらに営業時間の拡大や新規事業等もまだまだ検討していくことが予想され、これらが実施することになった場合はさらに北大の学生さんへの雇用機会を拡大することになると考えています。

また北大では既に在籍している2,000名近くの留学生が、将来的には4,000名に増えることとなっていることから、お店での翻訳や通訳として留学生の雇用も検討しています。同時に生協として留学生支援のサービスレベルもあげていけると考えています。

●第2号議案　ミールカード政策についての質問

Ｑ１．　「2年前から言っているのですが、ミールカードで弁当などが買えるようになるのはいつでしょうか？　昨年は対応していくと言っていました。北キャンパス（ポストゲノム、レストランポプラ）ではミールカードの有用性が低いので使うメリットがあまり感じられません。」

（院生総代より）

＜回答＞

一昨年は利用幅の拡大をというご意見をいただき、食堂メニューの他にドリンク（牛乳含む）を行いました。2016年度はレストランポプラ店でミールカードの弁当購入ができるように意見をいただきすすめられるよう回答をしました。その後事業系メンバーでレストランポプラ店でのミールカードの弁当利用について検討を行いましたが、ミールカードの目的として、食堂を利用することによって組合員の健康増進、食生活習慣の形成を目指しているため、この目的が達成できるかどうかの検討が必要になりました。これについて機関会議に提案、協議することが現状では出来ておらず、実現に向けた対応がすすんでおりません。

大変申し訳ありませんがミールカードでの弁当購入については、8月中までに協議し9月には何らかの回答をさせていただきたいと思います。

以上

2017年度に入学された北大生のご父母の声（ダイジェスト版）

2017年４月に入学した新入生で生協を利用された方のご父母にアンケート調査を行ないました。お寄せいただいた声の中から抜粋してご紹介します。
（理は理系学部、文は文系学部、医は医学系、外は自宅外生、自は自宅生）

①　生協からの情報提供に関する意見要望

遠方に住んでいるので、ホームページ上で住い探しができるのはありがたい。受験時にお部屋見学会があるのもすごくよかったが、もう少し多くの物件を見たかった。お部屋探しのカタログも無償で郵送して下さったのもすごく良かった。
（理・女・外）

とても丁寧で充実したサポートで素晴しいと思う。今迄の積み重ねと前人の方の力だと感じた。
（理・女・寮）

長子なので、入学準備や大学生活に必要な物が詳しくわからなかったので参考になりました。地方出身で一人ぐらしの為、パソコンのセットアップや講習の申込ができたので助かりました。マンションも受験時に見学、申し込みができたので、遠方のものにはよいシステムでした。
（医・女・外）

住まい探しにＨＰは大変役に立った。後期入試後の手続きだったため、希望物件がなかったのはしかたないが、事前に情報を得るのに助かった。冊子も役に立ったが、入手が遅かったので、もっと早く手に入れておけばよかった。

（理・男・外）

カタログは分かりやすく、読んでいてとても興味深い内容です。知りたい事や、不安に思う事が、解消されて良かったです。手元にずっと持っていようと思っています。
（文・女・自）

カタログやホームページをかなり詳細に拝見しました。助かりました。（文・男・外）

合格してからの短期間なので、大変ありがたく思いました。（文・男・寮）

入学金以外でかかる費用の合計など、目安になり良かったです。（カタログ）（医・女・自）

【入学準備資料についての生協からのコメント】

- 合格された方への生協の『入学準備資料』について、昨年に続き、大学の協力をいただき、大学の入学手続き書類と同時に全員にお届けできました（生協に資料請求いただいた方には別途追加資料も送付）。入学準備の不安解消にお役に立てたようで何よりです。またHPを活用される方も多かったようです。

② 来年受験される家庭へのアドバイス

住いは、カタログと実際見るのとは違っているので、必ず、見たほうが良いです。（理・男・外）

まずは大学生協で決めるのが一番。受験宿泊パック等もあり、受験前から大学生活まで安心できる。（理・男・外）

学費の準備に関しては、よく見本で出ている金額よりも多めに準備しておくと良いと思う。

（理・女・外）

【入学準備にかかる費用についての生協からのコメント】

- 生協では、受験生と合格者に向けての案内物の中で、入学準備にかかる主な費用がどのくらいかかるか、目安にしていただけるよう掲載しています。この情報は、毎年全国の大学生協で実施している『学生生活実態調査』や『新入生保護者アンケート』で集計された数値をもとに掲載しており、実態に近いデータとなっています。

大学は、オープンキャンパス等を利用して、子供が納得していきたいと思うところを選ぶべきである。親がどれくらいまで援助できるのかを子供にはっきり示し、どうすれば希望の大学に行けるのか、考えさせることが大事である。（医・女・外）

進学先が決定してからでも、住まいのことや様々な準備は何とかなるものです。（いざというときは、頼れる大学生協さんがついていますので安心できます。）親は勉強しやすい環境と、費用の準備をしっかりやっていれば大丈夫だと思います。時々の息抜きも認めつつ、のびのび、そして集中できるよう、見守ってあげてください。

（理・男・外）

③　生協に対する意見･要望

接客してくださったアルバイトの学生さんから、事務処理の待ち時間などに、大学の様子を聞けてよかったです。

皆さんまじめに親切に対応して下さいました。接客して下さった学生さんが実際に入居している学生会館の良い所、悪い所のお話を聞いて、そこに決めることにしました。（理・男・外）

学生さん達が親切に対応して下さり、大変たすかりました。ありがとうございました。

（文・男・外）

昨年度も受験しました。フライトパックでの受験に向かったのですが、飛行…スタッフの方のサポートに頭が下がりました。

何の意見も要望もありません。”感謝”の一言です。今年も安心してお世話になる事にしました。入学準備ももちろん大学生協さんです。ありがとうございました。（理・男・外）

子供の大学生活において、かかせない存在だと思っています。いつでも気軽に立ち寄れる場所であってほしいです。（理・女・外）

兵庫県在住なので、北海道での受験や住まい探しに対して、不安が大きかったですが、全面的に生協に頼りました。とても心強かったです。対応も親切で、てきぱきとしていて、よかったです。ありがとうございました。（理・男・外）

【新入生センター学生アドバイザーについての生協からのコメント】

- 生協では、生協の加入から万が一の保障、お部屋探しや住まいづくり、教科書教材など大学生活全般にわたって、100名以上の現役の北大生がアドバイザーとして新入生をお迎えしています。先輩として商品に関わる思いや体験を率直に伝え、また学生生活への質問などにも答えています。先輩として新入生が気持ち良く新生活をスタートできるように、また不安を出来るだけ取り除くように、親身になった対応をいつも心がけています。

上の子は国立大自宅生（現在は院生）ですが、大学生協からの連絡等はあまりありませんでした。今回の下の子は自宅外生なので、準備等が大変になるため、様々な連絡や資料送付等があったのかと思い、少々驚きました。

（理・男・外）

保護者説明会や、在学生による相談会等、参考になった。（理・女・自）

生協さんによるあっせんが、とても役立ちました。特に部屋に関しての案内など時間がかかったのは（丸1日、昼なし）残念だが、感謝している。（理・男・外）

住宅、パソコン、自転車、家電、保険すべて生協でお願いし、遠方からの進学のため本当に助かりました。又、住まいの紹介会場などで、学生さんが、子供の質問などにも気軽に答えて下さり、北大生の良さを改めて感じることができました。（理・男・外）

【自宅生入学準備説明会についての生協からのコメント】

- 合格された自宅生の方向けに、入学までの必要な準備や入学後の大学生活についての説明会を行いました。3月に12回開催し、約500名の方に参加いただきました。先輩学生からの説明で、大学生活のイメージを伝える事が出来たのではないかと思います。

写真で見る 2016年の活動

2万人を超える組合員とともに様々な取り組みを行いました！

5つのビジョンを目指して、5つのアクションプランに沿って、各委員会を中心に具体化を進めてきました。取り組みの概要について写真とともに、紹介します。詳細を知りたい方や、意見・質問等がある方は、生協理事会室までお問合せください。

Action Plan 1

多様な構成員が利用しやすい店舗・サービスの追求、情報の発信を行い、活気あふれる事業活動をいっそう充実していきます。

組合員とのつながりを大切にし、組合員の声にこたえるための取り組みを行いました。

★組合員の声カード
てんぽにとどけ

北大生協は、組合員の意見・要望に合った生協店舗を作るために、組合員からの意見を集め、それをもとに運営しています。今年は、従来からある、各生協店舗による組合員の声カードのほかに、組合員の声ボード「てんぽにとどけ」を北部購買前に設置し、意見を集めました。ボードでは、組合員の声カードよりも書きやすく、意見を届けやすいように掲示板形式で設置しました。

組合員の声カードや組合員の声ボードには、生協店舗に対する意見・要望以外にも生協職員とコミュニケーションをとろうとする書き込みなどもあり、組合員と生協との間の架け橋となっています。

★組声分析会

毎月開催

組合員の声カードや組合員の声ボードで集めた組合員の声を学生と生協職員とで月に1回、いっしょに見て、組合員はどのような状況なのか、どのような想いを持っているのかを考え、今後の事業活動・組合員活動に活かしていく取り組みを行っています。今年始めたばかりですが、様々な店舗での意見を見て、活かしていけるよう取り組んでいきます。

★院生による書籍店舗クリニック

10月

生協会館2階にクラーク書籍部があることを知らない??え！本当？

院生委員会ではクラーク書籍部の職員さんの問題提起をうけて、総代に呼びかけて10月18日（火）に院生目線からの書籍部の店舗クリニックを実施しました。当日は院生7名（学部生1名含む）と生協職員6名の参加で、品揃え等生協会館2階書籍部店舗のクリニックを実施しました。生協職員側からは、成果として

・普段聞くことの出来ないリアルな学生の声を聞くことができた（品揃えや学部ごとの求めている本やセール企画など）。
・学生の書籍の購入状況（購入動機や購入頻度）や生協からの効果的な宣伝方法について聞くことができた。

という振返りをして店舗づくりにそれを活かす取組みをしています。

※店舗クリニック：利用者が問題点などを職員さんと交流しながら店舗を見て回ること。

★食堂でのメニュー投票企画

11月～2月

食堂で食べたいメニューを組合員の方々に考えてもらって、そこから選定して投票して、実際に食堂にメニューを出食するという企画を実施しました。多くの方が利用する食堂にて自分達で考えたメニューが出食され、意見が反映されることが実感できたかと思います。また、非常に多くの方に参加していただきました。意見を集めるとともに、その意見が実際に反映されることが実感できるような取り組みも行っていきます。

商品やサービス情報、組織委員会活動などを組合員に発信する取り組みを行いました。

★機関誌「Letter」

学生委員会
季刊発行

北大の学部生に向けて、年に4回発行しています。「“読者が知らなかったこと”や“読者にとってタメになること”を知ってもらい、より楽しい生活を送ってもらう」ことを目標に作成をしています。購買や食堂などで配布しています。

★機関誌「きぼうの虹」

教職員委員会
隔月発行

教職員委員会の機関紙『きぼうの虹』の発行部数は5500部で、北大内の各研究室や事務室・生協食堂、また中川研究林・厚岸臨海実験所などの学外施設にも配布しています。最新号は4/1発行の369号で、実に48年もの間続いている長寿機関紙です。

また、4年目となる、きぼうの虹企画「フォトコンテスト」を行いました。「北大百景2016」のテーマで、約3週間の募集期間を経て、37件のご応募いただきました。選考は難航しながらも特選1本　各委員会賞5本が決定しました。特選の写真は次号の「きぼうの虹」の表紙を飾りました。

生協会館店の階段壁に、11/14（月）～11/26(土)の間「フォトコンテスト」にご応募いただいた全作品の展示を行いました。エルムの森ショップ（北大インフォメーションセンター）でも、1ヶ月間受賞作品6点の展示をしていただきました。また、入選作品の中から4作品が「2017年北大カレンダー」に掲載されました。

★書評誌「ほんでないかい」

院生委員会
12月発行

毎年恒例となっている書評誌「ほんでないかい2016」を12月末の発行、1月より配布、約1000部を超えました。14名の院生から書評の投稿をお寄せいただきました。また特別インタビュー企画は、北海道大学文学部OBで、現在北海道テレビ放送（HTB）アナウンサーの谷口直樹氏（番組イチオシ！スポーツコーナーやFFFFF担当）に、北大在学中のエピソードや読書について、さらに奇跡の逆転優勝と言われるファイターズの選手や監督のアレコレも聞いちゃいました。すごく面白い記事となりました。

★ホームページ・Twitter

冊子だけでなく、ホームページやTwitterなどのWEB媒体でも北大生協の情報を発信しています。

Twitterでは、北大生協・学生委員会・北部店など様々なアカウントからお得な情報を流しています。

Action Plan 2

くらしの変化に対して、学生・院生・留学生・教職員組合員のニーズに応える事業を確立し、生協の事業と学生・院生・留学生・教職員の各委員会活動を通じて、組合員一人ひとりと深く結びついた事業を展開します。

受験生・新入生・留学生をあたたかく迎える活動を旺盛に取り組みました。

★オープンキャンパス

8月

大学のオープンキャンパス中、受験生に向けて道案内を行いました。「北大生と話そう」という企画では、北大生が北大の魅力や大学生活について受験生に語っている姿を見ることができました。また、受験生応援冊子でも北大の紹介をすることができました。さらに今年は、構内に設置した質問に答えることで、おすすめの学部を紹介する「探してぶラリ～」という企画も行い、様々な学部の紹介も行いました。

★受験生応援メルマガ

8月～3月

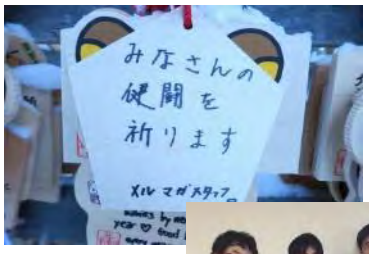

北大受験を考えている人に向け、様々な情報を北大生の生の声を取り入れ、毎週日曜日に配信しました。計37回のメールを8月から後期試験当日まで配信し、購読者からも「現地から生の声が聴けたのでモチベーションも上がり、実際の様子も伝わってきた」、「丁寧な回答からスタッフの真剣さが伝わり、頑張ろうと思えた」などの声をいただくことができました。

★受験生歓迎

11月/2月/3月

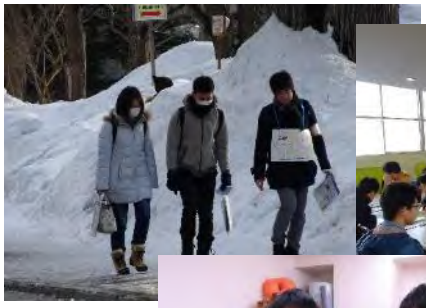

北大のAO・前期・後期試験を受ける受験生の不安を解消し、モチベーションを上げてもらうため活動を行いました。今年度は、例年行われている、北大構内や周辺のホテルでの「北大生と話そう」企画や北大構内の道案内、受験生応援冊子『いな蔵』の作成・配布に加え、河合塾での「北大生と話そう」企画や昨年より行われているLINEを用いての相談なども行いました。

★保護者説明会・入学準備説明会

2月/3月

受験日にあわせて、保護者を対象に大学生活やお部屋探し、新生活準備などの説明会を行い、1100名ほどの参加がありました。

また新入生の自宅生向けにも合計12回の説明会を開催し、300組を超える参加がありました。大学生活や教材についての話のほかミールカード体験も行い、アドバイザーが様々な質問に答えアドバイスしました。

★新入生歓迎冊子「北大生の生活」発行

4月

新入生がこれから北大で過ごす四季に色を加え、1年を通してあらゆる場面で生活に彩りを与える冊子を目指して、「彩四季」をテーマに活動してきました。北大文化、課外活動、日常生活、勉学など様々な面からためになる情報を載せています。昨年に引き続き、今年も合格者全員に送付することができました。

★新入院生向け情報誌「いんでないかい」発行

2月

新入院生を対象に、院生の生活や札幌の様子などを掲載した『いんでないかい2017』を2017年3月に650部発行し、約200名の新入院生にお送りすることができました。

『いんでないかい』は基本的に院生委員が原稿を書いたり、大学に記事作成の依頼を行ないます。これは、現役の院生目線記事を書くことで、新入院生を迎えるためです。 また、『いんでないかい2017』は北海道大学文学研究科様、同環境科学院様の進学相談会にも使用していただくことになっております。

今後も、より多くの新入院生の方に、北海道大学や北海道の魅力、生活や研究のことを伝えていくことができれば、と思います。発行にあたりご協力をいただきました、関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。

★新学期アドバイザー

3月

北大の先輩が新入生の不安に丸ごとこたえるアドバイザーが、お部屋・新生活用品・生協共済加入・教材などの商品提案はもちろん、授業やバイトなど

さまざまな不安や質問に丁寧にこたえました。来場できない新入生にもホットラインなどでサポートしました。

★新入院生歓迎会

4月

新入院生の交流の場として、北大生協院生委員会を中心に新入院生歓迎会を開催いたしました。当日は、アイスブレーク、クイズを行い、交流を行ないました。研究室に入ると、他の研究室の院生と交流する機会が少ないためもあって、参加者どうし、大いに盛り上がり交流しました。歓迎会後の懇親会にも38名が参加し、さらに親睦を深めることができました。今後も、院生の交流の場を作っていきたいと思います。

★新入生歓迎「新友のつどい」

4月

新入生が新しい友達を作り、大学生活について知ることができるような企画を体育館を使って行いました。2日間で約1400名を超える多くの新入生が参加しました。班で交流しながら、班対抗の企画に参加してもらいました。北大や北大生に関するクイズで北大生が過ごしている様子や、北大構内の様々なところを散策してもらう企画など新入生が大学生活の良いスタートを切れるような企画を行い、会場内は終始笑顔にあふれていました。

★新入留学生歓迎「ウェルカムパーティー」

4月/10月

留学生委員のほか留学生オブザーバーとOB数名、学生委員がスタッフとして動き、会場設営・運営・進行・片付など国籍を超え協力し合って無事に終了できました。それぞれ交流も楽しんでいただいたようです。

提供する飲食物に少しだけ日本の食文化にも触れていただく工夫をして、全てをハラルで用意し、みなさんに気兼ねなく同じものを食べながら交流していただけるようにしました。恒例の国名ビンゴで自己紹介を兼ねたシートのマス埋めが進み「ビンゴ！」の声に大盛り上がり、賞品をゲットした人には大変喜んでいただきました。

有意義な留学生の生活をサポートする取り組みを行いました。

★ハラルメニュー

「自転車は要らないです。ハラルの料理を食べながら交流したいのでお願いします」と新入留学生ウエルカムパーティーのチケット購入時に声が上がります。ハラル（イスラム教徒の食にかかわる戒律で許されたという意味で主に飲食物に使われます）で用意し、少しだけ日本の食文化にも触れていただく工夫をして、みなさんに気兼ねなく同じものを食べながら交流していただけるように努めています。

国では普通に食事をし外食も楽しめていたのに札幌に来て直ぐには食事が大変困難になる留学生が少なくありません。同じ国の出身者が多かったり仲間で情報共有できる人にとってもハラルの食材を購入するのは大変なことです。

そこで、留学生委員会では約10年ほど前から留学生委員会で提供する飲食はハラルで用意をするように努力しています。量は制限されますが、みんなで同じものを分け合いながら食の場を通して楽しく友達作りが深まる一助になっています。そして生協への信頼度も深まります。

★留学生パンフレット

4月

留学生委員一同が先輩としての思いをこめて、北大に来てすぐの留学生の不安や困ったことを軽減できるように編集しました。英語、中国語、ふりがなつき日本語の3カ国表記でA5版サイズ28ページです。北大生協を知ってもらって、便利に利用してもらう一助になっています。

★日用雑貨品提供

4/10月

北大教職員、地域の皆さま、生協関係者からご提供いただいた日用雑貨品やハンガー、カレンダーなどを自由に選んでいただいて、持ち帰っていただきます。

100円ショップも多数ありますが、来札してすぐの留学生に少しでも金銭的負担を軽減する一助にと行なっているイベントです。

★留学生バスツアー

7月

生協組合員とその家族を対象にした企画で、大型バスの中でも一番乗車人数が多い車輌を予約してから情宣しチケット販売を進めます。多くの留学生に北大生協を知ってもらう機会の1つで、未加入者に加入してもらうきっかけにもなっています。チケットは2週間足らずで完売しましたが、完売前からポスターを剥がしてもメールや電話・来店してのチケット希望が続きました。

大人も子どもも満面の笑みで手を伸ばしてもぎ取りながら甘く熟したさくらんぼを頬張りお腹いっぱい食べます。

その後は小樽運河に移動して、約2時間自由散策を楽しみます。

★中古自転車無料譲渡会

5月/10月

みぞれ交じりの冷たい雨が降っても雪が降っても屋外での譲渡会は開催されます。参加者以上に委員会スタッフは体の芯まで冷えて手がかじかんでも笑顔で作業を頑張ります。

各階層での声、さらには階層を越えた声を取り入れ、組合員が生協の運営に参加する場面を増やす取り組みを行いました。

★学生・院生・教職員、各階層での総代会議

○学部生

7月/10月/12月

総代と生協職員とが意見交流をする場として、7月、10月、12月に総代会議（総代のつどい）を開きました。食堂で食事をしながら参加していただき、会議中では食堂や購買などについて活発な意見交流が行われました。また会議には総代だけでなく、一般の組合員も参加できるようにし、より幅広い意見をもらえるよう工夫しました。

また、総代のつどいでは、学生委員会の企画を事前に体験してもらったり、購買やコップパンの新商品を試食してもらったりして、意見をいただきました。その意見をもとに生協の活動に活かしました。

○教職員・院生

毎月

毎月一回、学内7ヶ所で総代・教職員委員・生協職員が集まり総代会議を行いました。生協から営業報告やイベントなどの案内、各委員会の活動報告をしました。そして教職員総代から生協に対する意見要望をお聞きして、生協運営に反映させました。

★拡大教職員委員会

10月

10月25日に、学生・院生・留学生・教職員委員会の4つの委員会が集まり「拡大教職員委員会」を開催しました。「中央厚生会館の施設改善」や「学内イベント」といったテーマで、意見交流を行いました。

それぞれの階層だけでなく、さまざまな階層の人で考え、ともに活動しています。

★総代の棚

8月

学部生総代会議（総代のつどい）にて、総代さんが購買でオススメの商品とオススメポイントを聞き、購買でその商品を並べた総代の棚を作りました。届けた意見が購買店舗に反映されていることが実感できたかなと思います。また、総代でない組合員の方に総代という存在やその役割を知らせることにもつながったかと思います。

これからも総代の方の役割が発揮されていることが実感できる取り組みを進めていきます。

Action Plan 3

事業や活動を通じて、北大の近未来戦略の実現に寄与するとともに、大学との緊密なパートナーシップを構築します。

キャンパスマスタープランに連動させた福利厚生の充実を大学とともにすすめるための取り組みを行いました。

★北大キャンパスマスタープラン応援ワークショップ参加

7月/2月

「サステイナブルキャンパス」とはいったいどんなキャンパスなのでしょう？キャンパスで長い時間を過ごす学生の想いは？
そんな思いで昨年7月、学部生・院生約19名が北大が主催した「新キャンパスマスタープラン応援ワークショップ」参加して学生・教職員が一体となって「北大キャンパスの楽しさを増すために必要なこと」を考えました。付箋カードは、そのとき出されたアイディアで、北海道大学環境報告書2016に掲載されています。
また、2017年2月に教職員も参加する「全学新キャンパスマスタープラン応援ワークショップ」が開催されました。こちらにも参加して、学生目線でいろんなアイデアを出しました。

大学と協力して、受験生・新入生の不安を解消する取り組みを行いました。

★北大進学相談会

8月/10月

東京・大阪・名古屋にて開催された、大学の進学相談会に生協も参加しました。お部屋についての相談と、受験時のフライト宿泊についての相談を受け付け、多くの受験生と保護者の方の質問に丁寧にお答えしました。
また全体会場でもお部屋についてのプレゼンを行い、大学とともに受験生の不安期待にこたえる取組を進めました。

★履修相談会MANAVI

4月

学務部教育推進課と共催で、新入生に対して履修制度や時間割の組み方について説明しました。全体説明会では約2000名、個別相談会では約600名の新入生に参加してもらいました。また、今年はLINEを用いた相談も実施し、多くの新入生の履修制度に対する不安を解消することができました。

Action Plan 4

健全で安定した経営を確立し、組合員・大学からの信頼を向上させます。

留学生にも英語で対応できるように生協職員の育成をする取り組みを行いました。

★生協職員向け英語講座

8月

各店舗では留学生の増加に伴なって英語による問い合わせ、接客対応が増えてきています。
これに対応するため生協職員向けの英語講座を開催しました。限られた回数ではありましたが、「英語は苦手」から「英語への慣れ」への変化が見受けられました。今後はさらに学習をすすめ、また部門、業務ごとにあわせて必要な英語スキルを多くの職員が身に付けられるよう取り組みを進めます。

店舗利用の利便性を高め、店舗機能を強化する取り組みを行いました。

★モーニングサービス　新メニュー

4月

「一日の始まりである『朝食』をしっかり食べて、健康的な大学生活を送っていただきたい」という願いからはじまった、北部食堂の「モーニングサービスメニュー」が、バリエーションを増やしてリニューアルしました。

6種類にバリエーションを増やし、日によって種類を変えて飽きのこないサービスを提供しています。
また提供時間帯も30分延長し、1講時が終わった後、2講時前でもご利用いただけるようになりました。
しっかりと朝食をとって、ココロにもカラダにもアタマにもエネルギーを満たして、健康な大学生活を送りましょう。

★ICプリペイドについて検討を行いました

8月～12月

学生証や職員証で利用できるICプリペイドについて、委員会を設置してより使いやすく魅力的なものにしていくための検討を行いました。
アンケートを行った結果、レジが早いといった「利便性」に支持が高かったこと、チャージをレジ以外でも出来るように、という要望も多く寄せられました。

これを受けて、レジ以外のチャージとしてまずは北部食堂にチャージ専用機を設置し、運用を開始しました。より利便性を高くすること、魅力を高めることを引き続き検討し具体化していきます。またポイントについてもどんな制度がより良いものか検討していきます。あわせて教職員の方にももっと利用いただくよう、生協の加入を強化し、ICの使い方を広めることもすすめていきます。

Action Plan 5

大学から社会へはばたく学生のキャリア形成支援をはじめ、大学との協力と連携のもとに地域社会に貢献します。

大学や地域社会に貢献する取り組みを行いました。

★北大祭でのごみナビ

6月

北大祭で出たごみを分別して捨ててもらうように呼びかけたり、ごみの分別方法を扱ったゲームを行いました。また、日本のごみ問題などについての展示も行いました。一般の方を含めて多くの人に参加していただき、「ごみ問題」についてみなさんで考えてもらうだけでなく、北大祭の環境美化にも努めることができました。

★LPガス問題への取り組み

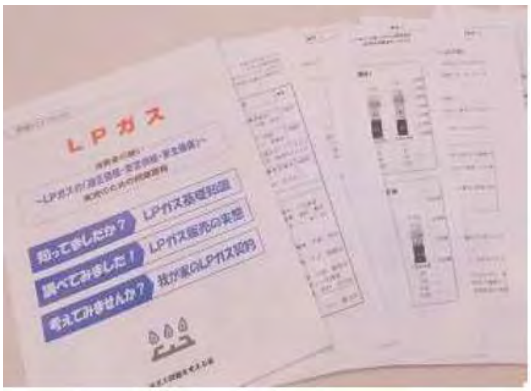

北大生協ではお部屋事業を行っており、この間LPガス料金について①料金が高い ②料金システムがよくわからない等の相談を受けるケースも多くなってきた事から、提携している大家さんの協力や契約者のご了解の元、LPガス賃貸物件の実態調査を行いました。料金が高額だった賃貸物件には、大家さんにご協力を頂き個別でガス業者へ料金の値下げ交渉も実施しています。引き続き学生さんが安心して暮らすことが出来る住まい提供ができるよう進めていきます。

★熊本震災募金の取り組み

平成28年4月14日に発生した熊本地震への支援につきまして、組合員の皆さまに募金のご協力を5月末日まで全店舗にてお願いしました。多くの方々からご支援・ご協力をいただき、総額170,669円の募金額を集まり、被災地の復興支援金として送金させていただきました。

4月22日（金）、30の国と地域100名のみなさんが2016年春学期の「新入留学生ウェルカムパーティー」に集い、楽しくお得な時間を過ごしていただきました。

九州地方では大きな地震が今も続き、亡くなった方もいて、外国人も含め多くの方が被害に遭い、避難しています。参加者の皆さんに、地震の被害にあった全ての方の健康と安全を願って募金の協力をお願いしました。

英語でのポスターに加え、中国語は難しい表現（中国人向け）と易しい表現（台湾など向け）の2種類の表現でポスターを作り会場内の数箇所に貼りました。

また、楽しく盛り上がっている会場内を、委員がポスターを小さくしたポップを貼った募金箱を持って回り、募金していただきました。

学生総合共済給付状況

1年間で910件7,185万円の給付を行ないました。

2016年3月から2017年2月までの北大の共済給付状況です。昨年度より給付件数は減少し、給付額は増加（件数は20件減少、金額は482万円増加）しました。なお生命共済加入者は8,527人です。

共済事由	給付額など(金額は北大生協で勧めているAF型の場合)	件数	給付金額（万円）
病気入院	1日目から200日目まで 共済　日額10,000円	146	1,532
事故入院		63	860
病気・事故手術	1回につき50,000円	126	715
事故通院 固定具使用	入院通院あわせて5日以上の場合、1日目から90日目まで 日額2,000円	519	1,968
後遺障害	病気による後遺障害は1～3級の重度障害について540～600万円 事故による後遺障害は1～14級について24～600万円	1	90
本人死亡	病気･事故の死亡･･･200万円　　その他の死亡･･･100万円	5	800
小計(加入者本人)		860	5,965
扶養者事故死亡	扶養者の方が事故でなくなられた場合、 一括またはで500万円	0	0
父母死亡見舞金	父母･扶養者の方がなくなられた場合、事故･病気を問わず 20万円	12	230
小計(扶養者･父母)		12	230
火災	火災･水濡れ･風水害などで持ち物が損害を受けた場合300万円まで	6	45
借家人賠償	過失により火災や水漏れ事故を起こし、家主から損害賠償を請求された場合 1,200万円まで	21	923
盗難(自転車以外)	家財を盗まれたり壊され汚されたときに50万円まで、現金を盗まれたときは10万円まで、鍵などを壊された場合などの修理代15万円まで	0	0
自転車盗難	借用戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場に正常保管していた自転車が盗まれたときは再取得額3万円まで(自己負担5千円)	11	22
火災事故計		38	990
合計		910	7,185

健康と安全を守る活動として様々なことを行っています。

- 保健センターの協力のもと血圧測定・アルコールパッチテスト、体組成計等による健康チェックの実施。
- 整備不良による事故の予防として、自転車無料点検企画の実施。
- 新入生むけ広報誌による自転車運転マナーの紹介
- Letter（学生委員会発行）による食生活提案、予防、健康についての提案、広報の実施。
- 共済スタンド作成による予防提案
- 学生委員および生協職員対象に給付事例交流会を定期的に行っております。

共済（学生総合共済）とは

共済は、ケガや病気で困った時、学生組合員から集めた掛金の中から共済金（お見舞金）を支払ってくれる、全国の学生組合員どうしのたすけあいの制度です。

学生の皆さんは、共済に加入していれば、大学生活の様々なリスクに備えることができます。

皆さん、共済に加入しているか知っていますか？自分にどんな保障があるのか、知っていますか？

共済には、【生命共済】【火災共済】、他にもあわせておすすめする保険で【学生賠償責任保険】【扶養者死亡保障保険】があります。

今回は以下の三つについて紹介します。

16年度　支払い実績614件　6,195万円
（前年639件　6,196万円）

生命共済

国内外問わず、24時間365日、大学生活や日常生活での学生本人の病気やケガに備えます。

ラグビーの練習中、右膝を捻挫
～共済金90,000円（通院45日）

親知らず抜歯
～共済金20,000円（入院2日）

運動系の部活やサークルをやっている人ほどケガをしやすいので、給付を受けることが多いですよ。

16年度　支払い実績38件　719万円
（前年23件　508万円）

火災共済

大家さんへの借家人賠償責任など1人暮らしの危機に備えています。

洗濯機のホース外れによる水もれ
～被害総額：1,113,798円

火災共済：1,033,169円
学生賠償責任保険：80,629円

水道管凍結による破裂事故
～被害総額：4,496,833円

火災共済：2,406,024円
学生賠償責任保険：1,129,827円
他社の保険：960,982円

呼びかけ強化の結果、昨年度より事故件数減少！

自転車の盗難
～共済金8,900円

給付申請数が昨年度より増えました！

その他
電気ストーブによる火災

学生賠償責任保険

他人への賠償責任に備えています。

水もれを起こして階下の人の家財に損害を与えてしまった

自転車を運転していたら、誤って歩行者にケガをさせてしまった

加入確認したい、加入したい、給付申請したいなど何かあったら、クラーク会館2階か北部食堂2階にある北部購買の共済カウンターへまずは行ってみましょう！

※詳しい保障内容については学生総合共済パンフレットをご覧ください。

学生委員会共済活動報告

学生委員会では「加入」「給付」「報告」「予防」という共済活動４本柱の下さまざまな活動を行っています。ここでは 2016 年度に行われた共済活動を紹介していきます。

加入 共済の加入を呼びかけて、たすけあいの輪を広げる活動

報告 共済や給付申請された事故などをみなさんに知らせる活動

給付 給付申請の呼びかけを行い、給付申請忘れを防止する活動

予防 健康に大学生活を送れるよう、病気や事故の予防の呼びかけをする活動

給付事例交流会

毎月、学生委員と生協職員で給付申請された事故や病気などを分析しています。学生・職員それぞれの視点から、北大生が今どのような状況に置かれているのか考え、話し合っています。

その他にも、自転車マナーの改善や水道管凍結による水道管破裂事故防止などのテーマを設けて話し合い、活動へ活かしています。

自転車企画

７月に自転車点検と自転車マナーの呼びかけを行う企画を行いました。業者の方と協力して２日間で合計 150 台の自転車を点検しました。留学生委員会とも協力して留学生の方や院生の方の自転車の点検も行いました。

またクイズに答えてもらう形で自転車マナーについて確認してもらいました。

水道管凍結防止呼びかけ

年末年始や春休みなど、冬場に長期で家を空けると水道管凍結による水道管破裂事故が起こることがあります。

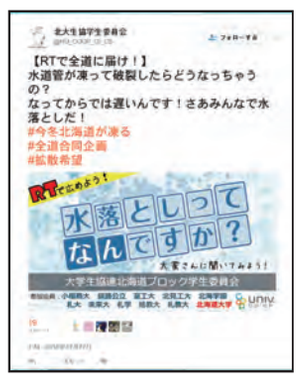

これを防ぐために全道の大学生協学生委員会と協力し Twitter や冬に配布した機関誌 Letter などで呼びかけを行いました。

体育会訪問

北大で起こっている事故の中で一番多いものが部活サークル中のスポーツ事故です。給付申請を忘れている人がいないか、北海道大学体育会の定例体育委員会にて部活動の代表者の方に呼びかけを行いました。

共済スタンド

食堂のテーブルの上に、共済の給付申請の呼びかけや事故や病気の予防についてのスタンドを置いています。ほぼ一年通してその時期に応じたさまざまな記事を載せています。

この記事を見て給付申請をしに来る人もいます。

共済カウンター装飾

共済の加入や給付申請の手続きをするクラーク会館の共済カウンターはわかりにくい場所にあります。そこでカウンターの場所がわかるようにカウンターの入り口や窓ガラスを装飾しました。

その結果手続きに来る人が迷うことがなくなりました。

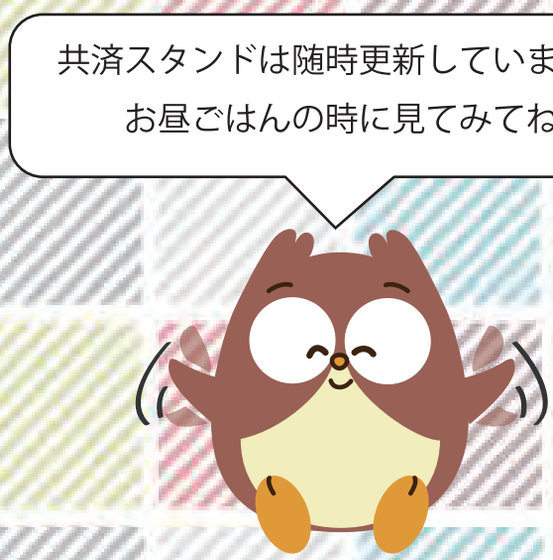

新学期学生アドバイザー研修会 新入生センター共済加入窓口

2017 年の新学期に向けたアドバイザー研修会ではアドバイザーと学生委員、生協職員総勢 60 名で、共済の理解を深めるために給付事例交流会を行いました。その結果、自宅外生の共済加入窓口や受験生・自宅生の説明会では、北大で起こっている事故と共済の保障制度を結び付けて新入生に説明をすることができました。また研修会内で作成した、北大で起こっている事故・病気に関するポスターは多くの新入生に見てもらい、北大での生活のリスクを知ってもらうことができました。

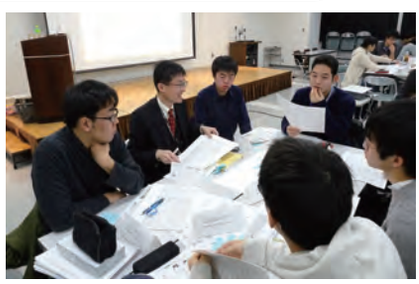

↑交流会の様子

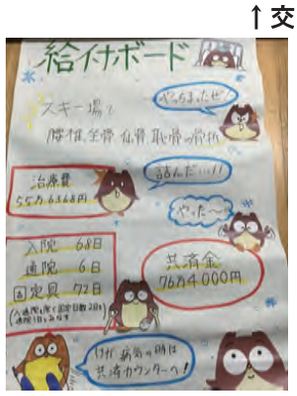

←作成したポスター

第１号議案の一部　-2016 年度理事会議決事項-

第1回理事会 2016年5月26日(木)

1.　役員互選、代表理事選任、各委員、幹部職員任命及び役員報酬等決定の件

第2回理事会 2016年 6月 22日(水)

1. 5月期営業総括、決算承認の件
2. 理事会委員会委員等決定の件
3. 顧問任命の件
4. 夏期営業時間決定の件

第3回理事会 2016年 7月 20日(水)

1. 組織委員等任免の件
2. 6月期営業総括、決算承認の件
3. 生協会館の電力調達先変更の件
4. 北大生協意思決定基準改定の件

第4回理事会 2016年 9月 21日(水)

1. 組織委員等任免の件
2.　7月期営業総括、決算承認の件
3.　8月期営業総括、決算承認の件
4. 設備投資決定の件
5. 北大生協意思決定基準改定の件
6. 工学部購買店営業時間変更決定の件

第5回理事会 2016年 10月 19日(水)

1. 組織委員等任免の件
2.　9月期営業総括、決算承認の件
3. 全国大学生協連/大学生協共済連通常総会代議員決定の件
4. 上期営業総括決算および下期の課題承認の件
5. 新学期方針協議の件

第6回理事会 2016年 11月 16日(水)

1. 組織委員等任免の件
2. 10月期営業総括、決算承認の件
3. 北海道生協連臨時総会代議員選出の件
4. 設備投資決定の件
5. コアアドバイザー手当支給の件

第7回理事会 2016年12月14日(水)

1. 11月期営業総括、決算承認の件
2. 2017年度ミールカードプラン決定の件

第8回理事会 2017年1月18日(水)

1. 組織委員等任免の件
2. 12月期営業総括、決算承認の件
3.　2017年度ミールカードプラン決定の件
4. 店舗通常営業時間変更の件

第9回理事会 2017年 2月 15日(水)

1. 組織委員等任免の件
2. 2017 年 1 月期営業総括、決算承認の件
3. 2017 年度通常総代会開催決定の件
4. 新学期業務の役員委嘱の件
5. 設備投資決定の件

第10回理事会 2017年 3月22日(水)

1. 組織委員等任免の件
2. 2017年2月期営業総括、決算承認の件
3. 2017年総代選挙管理委員および役員選挙管理委員選出の件
4. 教職員委員会の委員構成変更の件
5. 2017年度通常総代会　一次議案書決定の件
6. 理事辞任の件
7. 大学への物品椅子寄附承認の件
8. 北海道生協連2017年度役員推薦の件
9. 大学生協北海道事業連合2017年度役員推薦の件

第11回理事会 2017年 4月26日(水)

1. 組織委員等任免の件
2.　2017年3月期営業総括、決算承認の件
3.　2017年資格審査委員選出決定の件
4.　2017年通常総代会　二次議案書決定の件
5.　2017年度理事会推薦役員候補決定の件
6. 設備投資決定の件
7. 大学生協北海道事業連合総会　代議員選出の件

第12回理事会 2017年 5月17日(水)

1. 組織委員等任免の件
2.　2017年4月期営業総括・決算承認の件
3. 設備投資決定の件
4. 北海道生協連総会代議員決定の件
5. 日生協企業年金第2制度参加承認の件
6.　2017年度理事会への申送り事項確認の件

第 1 号議案　2016 年度事業報告・決算関係書類承認の件、
第 2 号議案　2017 年度事業計画及び予算決定の件
を次のとおり決めました。

第1章　北大生協、2016 年から 2017 年へ

（1）　2016 年度の特徴や、2017 年度に行うこと

1　北大の魅力を発信するさまざまな活動に、各委員会を中心に取り組みました

学生・院生・留学生・教職員委員会の活動を通じて、新たな仲間をあたたかく迎え、つながりづくりの場を提供する活動、組合員の声を取り入れ生協を良くする活動、北大の魅力を内外へ発信する活動等さまざまな取り組みが行われました。

- 学生委員会活動～　大学祭でのごみナビ（6 月　学生・地域住民向け）、自転車点検（7 月　学生向け）、食堂メニュー投票企画（11 月～2 月　組合員向け）、Letter（学生向け　年 4 回発行）、オープンキャンパスでの北大生と話そう（8 月　高校生向け）、AO 帰国子女受験生歓迎（11 月～）、店舗活動（10 月組声てんぽにとどけ、11 月ポッキーの日）、受験生や合格者等への情報提供と歓迎活動（1 月頃～）、北大生の生活（3 月発行新入生向け冊子）、新入生歓迎活動（4 月　学生向け）、大学と協力して行う履修相談会 MANAVI（4 月　学生向け）等
- 院生委員会活動～　院生交流ジンパ（6 月　院生）、書籍店舗クリニック（10 月　院生）、書評誌ほんでないかい（12 月発行　院生向け）、情報誌いんでないかい（2 月発行　新入院生向け冊子）、新入生歓迎活動（4 月院生向け）等
- 留学生委員会活動～　留学生パンフレット（4 月発行　留学生向け）、新入生歓迎活動（4・9 月　留学生向け）、日用雑貨提供（4・10 月　留学生向け）、中古自転車無料譲渡（5・10 月　留学生向け）、日帰りバスツアー（7 月　留学生向け）、食を通して日本の伝統に触れる機会を留学生対象に年数回実施等
- 教職員委員会活動～　きぼうの虹、（教職員、院生向け年６回発行、北大生協ＨＰに WEB 版掲載）、フォトコンテストの実施（6 月募集、8 月 1 日発行のきぼうの虹にて受賞者発表、11 月全応募写真の展示会）等

2　環境課題推進委員会は大学と共に活動しています

環境課題推進委員会は、昨年度に引き続き北海道大学が策定している次期キャンパスマスタープランと連動して福利厚生施設のあり方について大学と連携して取り組みを行いました。2016 年 7 月に開催された学生版ワークショップへの参加や、2017 年 2 月に開催されたワークショップに参加をして学生目線でキャンパスマスタープランについて意見交換してきました。また「きぼうの虹」に“シリーズ「つくる！サステイナブルキャンパス提案プロジェクト」”を連載して、学生の参加・参画の意義についてプロジェクトメンバーが寄稿しました。2016 年 10 月には「CAS-Net JAPAN」の年次大会にて取り組みを報告しました。

3　様々な場面で生協の強みを発揮しています

大学各部局と協力して、さまざまな取り組みを行っています。上記と関連して、9 月には「第 2 回九大北大キャンパス計画マネジメント交流会議」、11 月には「サステイナブルキャンパス国際シンポジウム 2016」に参加、また 2 月には「北大ステークホルダーミーティング」に参加し、学生の居場所等の議論に加わりました。

東京・名古屋・大阪で行われた地方開催の北大進学相談会に参加し、受験時のフライト、宿泊、住居等の相談を行い、保護者や受験生の不安解消のお手伝いを行っています。受験生や保護者から高い評価をいただいています。

留学生に関わる面においても国際連携機構との連絡・調整・協力が深まり、北大主催オリエンテーションを始め、ウエルカムパーティーやホテルから初めて北部食堂に会場が移行されたフェアウェルパーティーなど各イベントに協力させていただき、留学生パンフレットの内容にご協力頂くなど留学生の日常生活の一助となる様々な

取組みの展開も広がっています。

4　学生・院生生活実態調査からわかること

学生生活に関しては、暮らし向きは若干改善されてきました。北大生協が実施している学生生活実態調査での自宅外生の1ヶ月の平均収入は117,530円で、昨年と比較して微増しています。北大の平均仕送り額は80,270円でこちらも昨年と比較して6,000円ほど増加しており、多少持ち直した感があります。7年ぶりに8万円を超え全国平均と比較しても12,000円ほど上回りました。

支出面では、自宅外生の食費が1か月26,090円で、2012年度と比較して上昇しています。一方で、全体的に食事を摂取する率は全国平均を下回っています。特に心配なのが、朝食を食べない人が33.8%もいる、ということです。その分、朝昼兼用で食べている人が多いと考えられるのですが、朝食を抜くことは、1日の生活に大きな影響を及ぼします。朝定食の充実や、購買での品揃え等の提案がますます重要になってきます。合わせて、利用しやすい価格ラインとメニューの充実、組合せ次第で安価で栄養バランスがとれた食事が出来るような提案や、混雑を解消して快適に食事ができる施設改善も必要です。

一方、大学院生の生活に関しては、昨年は3年に1回の院生生活実態調査の年でもあり、その調査結果から今回、特に注目したのが「悩み・ストレスはあるか」「悩み・ストレスについて相談相手がいるか」という項目です。回答された方の88%の方が他大学から進学された方ということや、男性の73.3%に対し、女性は82.6%と高く、女性で他大学から進学された方は、北大の学部から北大の大学院に進学された方より、多くの悩み・ストレスを抱えていることが分かりました。「悩み・ストレスの原因」としては、文系で「生活費や授業料などお金に関すること」が16.2%、理系で「研究活動」が23.2%でした。やはり、大学院生となると「研究活動」が一番の悩みのようです。また、「心身の不調・病気など健康に関すること」という回答もあり、健康に関して、少なからず悩んでいる方もいらっしゃいます。北大生協でも、ウエルカムパーティーやジンギスカンパーティーなどの学生交流ができる場をつくり、悩みやストレスの解消・解決ができる取組をすすめてきています。

5　たすけあいの制度　学生総合共済

“学業継続”ができなくなってしまう学生をたすけたいという想いを制度化した学生総合共済の 1 年間の状況は、生命共済が 16 年度支払実績 614 件（前年 637 件）、6,195 万円（前年 6,218 万円）で件数、金額ともに大きな変化はありません。火災共済の 16 年度支払実績は 38 件（前年 23 件）、719 万円（前年 530 万円）と給付件数、給付額ともに増加しています。昨年に引き続き水抜きの呼びかけ強化による水道管凍結破裂事故の 1 件当りの被害額が減少しましたが、400 万円を超える洗濯機のホース外れによる水漏れ事故などにより火災共済給付額が増加しました。また昨年以上に自転車盗難の給付申請が増加したことで、火災共済の給付件数の増加につながりました。

毎月開催している給付事例交流会では、学生委員会をはじめ多くの部署の生協職員が参加し北大生の給付実態を分析することで、様々な活動に活かしています。

1) 学生委員を中心に年末年始の帰省前に、食堂に共済スタンドの設置等、水道管凍結の注意喚起をしたことで、火災共済の事故給付額の減少につながりました。そして、学生委員会が共済スタンドを熱心に更新して食堂に設置していたおかげで、それを見た学生が給付申請に来店するなど共済マスコットキャラクターの「タヌロー」の認知度が大きく向上しました。
2)「共済カウンターの場所がわからない」というアンケートが目立ったことから、窓に「ルームガイド　共済カウンター」と目立つ装飾を施しました。そのおかげで北大生が共済カウンターに迷うことなく給付申請ができるようになりました。
3) 1 月には初めて学生委員会と新入生アドバイザー合同で 60 名規模の給付事例交流会を開催しました。そこで北大生のケガ、病気の実態を初めて知った学生の気づきから、給付ボードを各班で作成しました。その成果として、3 月の新入生センターで学生アドバイザーが新入生にむけて学生総合共済の保障制度の説明をする際に、給付事例と保障制度を結び付けて説明し、加入推進につなげる取り組みを強化してきています。
4) 12 月には自分自身の健康を見直す機会として、学生委員会を中心に健康チェック企画を行い、3 日間で 100 名を

超える参加がありました。血圧測定、握力測定などのほかストレスチェックやアルコールパッチテストなどを行いました。寒くなって来る時期でまた試験も多くなることから、体調を崩さずに健康を意識してもらえるように、冊子も作成して配布しました。また共済の加入確認もあわせて行いました。

（2） 2016 年度の経営状況

2016 年度の北大生協の決算は、新学期事業では大学にもご理解をいただき、合格者すべてに合格通知と一緒に生協の合格パックが同梱され郵送されたことや、東北地区（弘前大、東北大）の成功事例を学び、新学期学習会、入学準備説明会の運営スタイルを変更したことで、事業的にも前進し多くの利用につながりました。このことを大きな成果だと考え、2017 年度に向け総括をおこない新たな取組みをすすめています。

また春と秋に実施したＩＣ電子マネーのプレミアチャージ企画では、引き続き多くの組合員に事前チャージを行っていただき、年間を通して購買の食品飲料や食堂の利用促進に大きくつながりました。自動車学校は 2017 年の 4 月から免許の改定があることから 10 月にキャンペーンを実施し、本来申し込みの少ない時期に集中させることに成功し、年計では昨年実績を上回ることができました。一方で校費は大学自体が費用統制などの状況もあり厳しい状況が続いています。購買Ｗｅｂシステムへの商品掲載を強めることが次年度の大きな課題でもあります。

また書籍・旅行部門では厳しい状況が続いています。教科書では工学部で 4 ターム制導入による購入時期の分散や専門書の利用減となり、また教員によっては教科書選定の変更等もあり、購入単価が大きく下がっています。旅行部門では一昨年の秋に、政策的に研究室への外回り営業を廃止したこともあり、予想以上に教職員層の出張利用が減少しました。学生層の利用は増加しましたが、台湾など近場の旅行が中心で、供給高は減少しました。さらに国内、海外航空券とも WEB 等に対して価格優位性がなく利用が後退しました

その他事業収入では、新学期の取組みを進化させたことが結果につながりお部屋紹介の関連事業が好調でした。また大学生協マンション（管理物件）への紹介により満室奨励金が予算外で収入が上がったことなどもあり計画を上回りました。

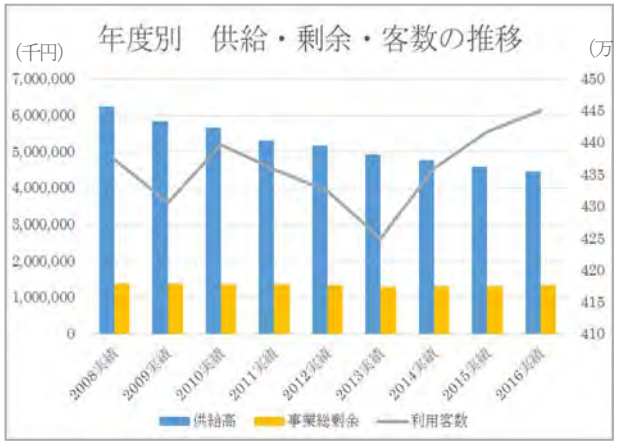

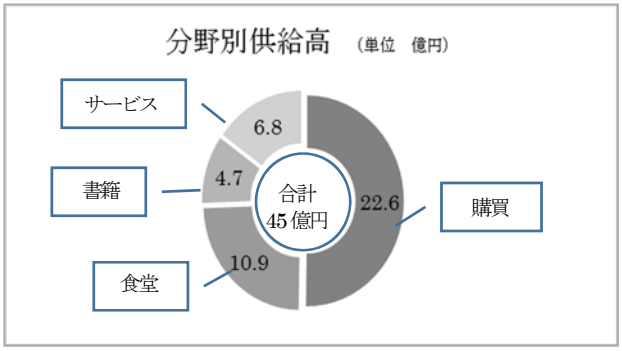

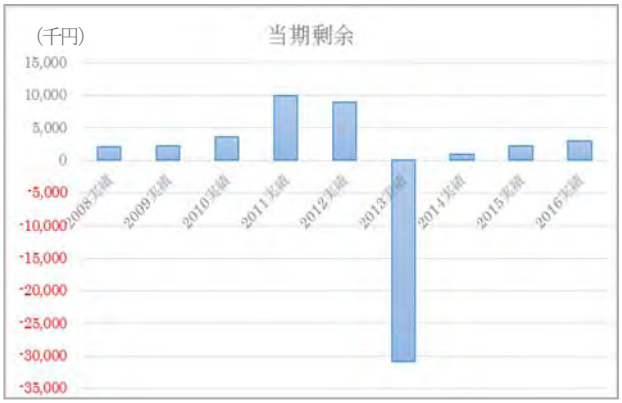

事業経費では人件費で職員給与が定員増・残業増、投下労働時間計算ミス等もあり計画をオーバー、物件費では全体的に統制が進んでおりますが、社会情勢等から食堂を中心に水光熱費の計画を高く組んだところ、想定以上に光熱費が上がらなかったことで大きく節約となり人件費のオーバーをカバーしています。

その他、収益としては組合員整理益 920 万円、ミールカード利用の供給値引き予測差異分、事業連合委託費用の戻し +533 万円等を処理した他、正規職員退職金の引当不足分を計画分以外にさらに+1,200 万円上積処理し、税引前当期剰余で 530 万円の黒字で終了していますが、引き続き組合員の利用増は課題としています。

北大年度別損益推移								単位：千円
	2010実績	2011実績	2012実績	2013実績	2014実績	2015実績	2016実績	2017予算
供給高	**5,677,527**	**5,314,442**	**5,166,514**	**4,926,019**	**4,775,098**	**4,596,382**	**4,460,652**	**4,557,204**
供給剰余	1,138,150	1,092,779	1,064,956	1,035,894	1,035,659	1,031,132	1,032,739	1,064,827
供給剰余率	20.0%	20.6%	20.6%	21.0%	21.7%	22.4%	23.2%	23.4%
手数料収入等	230,794	267,310	270,418	274,713	287,616	301,232	313,667	313,402
事業総剰余	**1,368,944**	**1,360,089**	**1,335,374**	**1,310,607**	**1,323,275**	**1,332,364**	**1,346,406**	**1,378,229**
GPR	24.11%	25.59%	25.85%	26.61%	27.71%	28.99%	30.18%	30.24%
人件費	827,250	844,575	807,468	777,358	793,465	810,827	812,606	832,315
内退職給与等	52,500	40,000	45,000	15,000	24,000	24,000	35,400	24,000
労働分配率	56.59%	59.16%	57.10%	58.17%	58.15%	59.05%	57.72%	60.39%
物件費	521,586	503,971	500,332	508,748	532,207	547,772	549,344	555,624
事業剰余	**20,108**	**11,543**	**27,574**	**24,501**	**−2,397**	**−26,235**	**−15,544**	**−9,710**
事業剰余率	0.35%	0.22%	0.53%	0.50%	−0.05%	−0.57%	−0.35%	−0.21%
事業外損益	15,637	17,665	11,919	22,574	19,931	25,500	20,861	15,710
経常剰余	**35,745**	**29,208**	**39,493**	**47,075**	**17,534**	**−735**	**5,317**	**6,000**
経常剰余率	0.63%	0.55%	0.76%	0.96%	0.37%	−0.02%	0.12%	0.13%
特別損益	−10,579	−10,657	−16,412	−76,917	−15,595	3,403	−17	0
税引前剰余	25,166	18,551	23,081	−29,842	1,939	2,668	5,300	6,000
法人税等	21,600	8,600	14,138	1,069	1,020	520	2,300	1,000
当期剰余	**3,566**	**9,951**	**8,943**	**−30,911**	**919**	**2,148**	**3,000**	**5,000**

○ 供給高： 組合員等が購入した商品やサービスの合計額
○ 供給剰余： 供給高 － (商品等の原価 ＋ 書籍割引等)
○ 供給剰余率： 供給剰余 ÷ 供給高
○ 手数料収入等： 利用剰余＋共済受託手数料 収入＋ 供給事業手数料収入＋不動産賃貸収入＋ その他手数料収入
○ 事業総剰余： 供給剰余 ＋ 利用収入等［事業活動によってもたらされる収入のすべて］
○ 人件費： 役員・職員への報酬・給与等や社会保険料生協負担分、将来の退職金支払いの準備など
○ 物件費： もの・建物・システムなどにかかる費用 ＋ 事業連合を運営するための費用
○ 事業剰余： 事業総剰余 －（ 人件費 ＋ 物件費 ） ［生協本来の活動から生じた剰余金］
○ 事業外損益： 受取利息や配当金 － 支払利息等
○ 経常剰余： 事業剰余 ＋ 事業外損益［経常的活動から生じた剰余金］
○ 特別損益： 経常的活動には関係のない収入 － 臨時的に発生した支出や過年度の損益修正等 － 大学への寄付
○ 税引き前剰余： 経常剰余 ＋ 特別損益
○ 法人税等： 法人税・道税など［税引前剰余 ＋ 人件費に含まれる将来の退職金を準備する費用等］をもとに計算される
○ 当期剰余： 税引き前剰余 － 法人税等［この年度に発生した最終的な剰余金］
○ 前期繰越剰余金： 前年度から繰り越された剰余金(欠損)金
○ 法定準備金 将来のための利益積立金
○ 当期未処分剰余金： 当期剰余 ＋ 前期繰越剰余金［翌年度の総代会でどう処分するか決める剰余金(欠損金)］
○ 決算書の累積剰余： 当期未処分剰余金が総代会の議決により次期繰越剰余金(欠損金)になった場合に、それと過去に出した剰余金の中から積み立ててある法定準備金等を加えたもの
○ 退職給付引当金不足： 実際に引当てある退職給付引当金 － 本来用意しておかなければならない退職給付引当金

（3） 経営上の目標

2017 年度予算は供給予算 45 億 5,720 万円、供給剰余 10 億 6,482 万円、事業総剰余 13 億 7,822 万円、事業経費 13 億 8,793 万円、当期剰余金で +500 万円で計画します。

供給高では昨年の教訓をさらに前進させ、学生と職員が一体となって取り組む新学期としてアドバイザー制の進化と運営体制の改革をおこない生協加入・共済加入、生活用品や勉学教材提案商品のアップ、食堂ミールカードの申し込み増、大学のグローバル化に併せた英語教材などの提案を強め供給伸長予算を計画しています。また購買、食堂の利用客数対策として IC 学生証および職員証へのプレミアチャージ企画を年 2 回計画し、事前チャージで学内電子マネーの確保を昨年以上の目標を立てすすめます。また食育として取り組んでいるミールカードについてはメニュー提案の強化を行うとともに、還元率を上げることと継続者への特典を付与することで、新規・継続者 385 名増を目指す計画です。書籍部門は全国的な学生の読書離れによる雑誌や一般・文芸など個人の紙媒体の購読が減少傾向となっており、引き続き読書推進提案を強化することと生協会館の在り方を考えた上でクラーク書籍のクラーク会館への移設も検討します。

校費低迷が続いていますが 2017 年は電子購買システムへの商品登録を強め大学教職員の利用促進をはかります。旅行部門を取り巻く環境は引き続き厳しいものの、学生に特化した部活サークル対応、語学留学提案の強化のほか、単位認定、授業料免除などが可能なプログラムの提案を強める他、「テーマのある旅」のような体験型プログラムを充実させ、大学生協だから提案できるサービスを増やし供給対策をすすめます。

人件費については非正規職員の最低賃金対応として+20 円の時給改善や、正規職員の人員増加などを加味し、退職引当金は 2021 年までに 100%の引き当てをする計画をしており、今年度は 2,400 万円の引き当てを行ないます。残業等の労務管理を行いますが、全体では前年+1,810 万円を計画。物件費は緊急的以外のものを除き、設備投資として食堂および購買の老朽化設備の入替と、新ＰＯＳ導入を中心に進め、初年度は 500 万円を減価償却費で計画します。

最終当期剰余は＋500 万円とする計画です。

（4） 課題と推進

大学とともに歩み北大生協は設立 70 年を迎えます。今一度、設立当時の合言葉でもあった「学ぶことは食べること」、当時はノートはなく、住居・食事もままならない状況のもとで、食べ物と書籍を確保して学生さんと教職員の皆さんに物資を提供した目的に立ち返り、大学構成員の皆さんの要望や期待に応え、豊かな大学生活の実現をめざします。

2017 年度は①組合員に関わる課題　②大学との事業に関わる課題　③組織的な課題の 3 つに焦点をあてて取り組んでいきます。特にその中でも基本テーマでも挙げている『組合員の声を実現する事を常に考え、学生の笑顔・満足度を広げよう』を全体で意識し業務を遂行していきます。組合員の声をいくつ実現できるかにこだわっていきます。現状では全体で年間どのくらいの声が上がっているのか、どれだけ要望に応えられたのか等の把握が出来ていません。声の実現に努力し、組合員の事を考えた生協活動を強化して、利用促進と満足度を上げる一年とします。この事を執行する事で組合員満足度を高め、大学に無くてはならない生協を目指していきます。

理事会は常に偽りのない決算書を作成して公開し、「経営改善が進んでいるのか」・「もっとご利用いただくための対策や、商品仕入原価の改善をもっとできないか」・「人件費・物件費等のコストを作業改善等でもっと減らせないか」・「投資判断をして 5 年後・10 年後を見通した施策になっているか」等の視点から随時必要な経営判断を行います。生協経営で黒字が出ると、その黒字は学外に流出させず、店舗への投資・商品の割引・大学への寄付等に活用してきました。組合員や大学関係者のみなさん、生協経営が黒字であることは、学内構成員と大学との共通の財産です。「ここを改善して」と気づかれたときなどにお知らせいただけるとたいへん助かります。店頭の「組合員の声」、生協ホームページ、メール seikyou@coop.hokudai.ac.jp　などもご活用ください。

（５）2017 年度　基本テーマ

『組合員の声を実現する事を常に考え、学生の笑顔・満足度を広げよう』

2017 年度の主な全体課題

① 組合員に関わる課題
- （1） 組合員の声の取組みを強化します。
- （2） 教職員の組合員加入対策を強化します。
- （3） 知らせる・広める活動を強化します。
- （4） 新学期事業を成功（総合化・早期化・全体化・共有化・そして笑顔）させます。

② 大学との事業に関する課題

〈大学の研究と勉学をサポート　に関連して〉
- （1）校費対応を強化します。
- （2）電子書籍事業の取組みを強化します。

〈大学のアウトソーシング事業　に関連して〉
- （1）大学の増収案への対応について検討していきます。

〈大学の近未来戦略 150、第 3 期中期目標・中期計画の実現の寄与　に関連して〉
- （1）ビジョン 3 と関連して　学内福利厚生施設と生協会館の機能と業態について検討を進め、大学に提案します。～2020 年に向けたビジョンとアクションプランより

③組織的課題
- （1） 非正規職員の雇用確保対策をすすめます。
- （2） 設立 70 周年事業を実施します。
- （3） 共済活動を部門問わず、全体で取り組み加入促進を強化します

第2章　2016 年度剰余金処分

2016 年度は 3,412,706 円の当期未処分剰余金が出ました。2016 年剰余金処分を以下のとおりとします。

Ⅰ	法定準備金	500,000 円
Ⅱ	任意積立金	1,000,000 円
Ⅲ	次期繰越剰余金	1,912,706 円

注）次期繰越金には生協法 51 条の４に基づく教育事業等繰越金５万円を含みます。

第 3 号議案　役員選挙規約改正の件

役員選挙規約の中に不備が見つかったため役員選挙規約の改正をいたします。
現行の規約では『選挙区と定数』第 2 条　役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第 19 条の定める範囲内において理事会で定める。となっておりますが、定款では第 19 条ではなく第 18 条にて定めているため改正いたします。

＜現行＞	＜改定案＞	＜コメント＞
2015年5月27日の通常総代会で改正を議決した北海道大学生活協同組合の役員選挙規約は以下のとおりです。 役員選挙規約 (選挙区と定数) 第2条　役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第19条の定める範囲内において理事会で定める。 (施行期日) 1　この規約は、組合成立の日から施行する。 1　この規約は1966年11月28日より施行する。1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日及び2015年5月27日一部改正施行する。	2017年5月24日の通常総代会で改正を議決した北海道大学生活協同組合の役員選挙規約は以下のとおりです。 役員選挙規約 (選挙区と定数) 第2条　役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。 (施行期日) 1　この規約は、組合成立の日から施行する。 1　この規約は1966年11月28日より施行する。1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日・2015年5月27日および2017年5月24日一部改正施行する。	根拠となる定款条項を修正しました。

第 4 号議案　役員報酬限度額決定の件

役員の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

（1）　理事（21 名）の報酬（総額）

常勤理事（1 名）と非常勤理事（20 名）の報酬の限度額を 1,600 万円とします。

※ 常勤理事の報酬は北海道内の大学生協で統一し共通運用している給与・退職金制度に基づき、「年齢給」＋「職能給（キャリア）」＋「役職手当（ポスト）」＋「賞与」の合算で決められています。尚、月額報酬はそれらの合算の 12 分の 1 を月額報酬としています。また総額には、常勤理事 1 名の役員就任期間に対応する退職金も含み、第 1 回理事会にて提案されます。

（2） 監事（5 名）の報酬

非常勤監事(5 名)に関する報酬の限度額を 60 万円とします。

第 5 号議案 議案決議効力発生の件

議案の本旨に反しない範囲の字句の修正を理事会に一任します。
総代会終了届け等の行政上の手続きの際、字句の間違い訂正や法律用語等が不正確な表記で訂正しなければならない場合があります。その場合には、字句訂正をして手続きをすすめます。

役員選挙の件

1. 役員定数は定款第 18 条にもとづき、2017 年 2 月理事会で、理事 21 名・監事 5 名と決定しました。
   その半数以上は学生・院生となります。
2. 今回は理事会推薦役員候補が定数内であり他の候補者がいないため、役員選挙規約第 12 条および第 13 条に基づき、投票を省略し全員当選となります。
3. 別紙にて役員候補の経歴をご紹介しています。ご参照ください。

以上

＜2016 年度監査報告書＞

監査報告書

私たち監事は、2016 年 3 月 1 日から 2017 年 2 月 28 日までの 2016 年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法およびその内容

監事は北海道大学生活協同組合監査規則に準拠して、他の監事と意思疎通および情報の交換を図るほか、監査方法等に従い、理事および職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社等の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書およびその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿およびこれらに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）および付属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告書等の監査結果

一　事業報告書及びその付属明細書は、法令および定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその付属明細書の監査結果

一　決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその付属明細書は、組合の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

二　子会社に関しては、役員を兼務する理事会より資料の提供を受け、監査を行いました。

(3)剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令および定款に適合し、かつ組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2017 年 4 月 24 日

北海道大学生活協同組合

監事会議長　坂本浩史

監事　久保淳司

監事　樋口七瀬

監事　狩元良太

２０１６年度事業報告書及び決算関係書類
これらの附属明細書

（全　　期）

自 ２０１６年３月　１日

至 ２０１７年２月２８日

Ⅰ　事 業 報 告 書

Ⅱ　事業報告書の附属明細書

Ⅲ　決 算 関 係 書 類（剰余金処分案を除く）

（１）貸借対照表

（２）損益計算書

（３）注　　記

Ⅳ　決算関係書類の附属明細書

Ⅴ　剰余金処分案

北 海 道 大 学 生 活 協 同 組 合

Ⅰ　２０１６年度事業報告書

２０１６年３月１日から２０１７年２月２８日まで

作成　２０１７年４月　３日
備付　２０１７年５月１０日

北海道札幌市北区北八条西７丁目１－１
北海道大学生活協同組合
理事長　柿澤　宏昭

【１】組合の事業活動の概況に関する事項

１．事業年度の末日における重要な事業活動の内容

事　業　種　目		主　な　事　業　品　目　等
供給及び利用事業	物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	サービス提供	組合員に食事を提供する事業。
そ　の　他		組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

２．事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

－１　事業の経過及びその成果、課題

（１）活動課題と振り返り

『組合員の要求をひとつずつ確実に実現することを常に考え、職員一人一人の笑顔が喜びに繋がる生協を目指します。』

１）総合化、早期化、全体化、共有化の４つの視点を課題としてすすめます。

新学期全般についてはこの４つの課題を視点として取り組み、学生アドバイザー・生協学生委員会・生協職員（新学期メンバーだけではなく全体で）が一体となって取り組み、新学期事業としては大きく前進し次年度に繋がる新学期事業となりました。全体への共有を目指して課題とした総括マネージャーを中心とした横断的な運営体制や業務執行のスピードアップについてはできている部門・店舗もありますが、体制的な問題や、その情報を持ち帰った後の自店舗職員への情報共有という点において、まだまだ課題を残しています。日常の業務メールでの全体周知はもとより、各店舗においては部会の定期開催、業務連絡、個人面談等をしっかり行うことを引き続き課題とし、全体で早期に共有し、対策を即座に打てるようすすめます。

２）七大戦プロジェクトの立ち上げ

2018 年開催の北大主管大会の委員メンバーとの顔合わせは既に行い、お互いの役割の共有を行いました。東大大会開会式にも参加し、会場では体育会委員長と北大主管大会に向け一緒に大会を成功させようとの意見交換を行い、最初に始まる 2017 年冬季大会に向けすすめてい

く準備をしています。2017 年 4 月には具体的なスケジュールが決まりますので、体育会・大学部局・生協が三位一体となって七大戦プロジェクトを立ち上げ、情報共有、進行状況の確認、大学、実行委員会（体育会）の懸案事項提案を定期的に行い、全面的にサポートをしていきます。

3）2016～2020 年のビジョンとアクションプラン

2016 年 5 月の総代会で、2020 年度までの使命およびビジョンとアクションプランを決定しました。大学の変化や学生の生活の変化、環境変化等々から「今後縮小や撤退を検討すべき事業もある」「店舗の再配置も視野に」などの視点も持ち、生協の存在意義や役割への評価など、年度ごとに総括を行いすすめていきます。

4）キャンパスにおける新たな福利厚生施策の検討をすすめます。

大学がすすめている新キャンパスマスタープランに、中央厚生会館の在り方やそのほかの福利厚生施設についての生協提案が盛り込まれるよう、関係部局との情報交換を定期的に行いすすめています。

5）広報機能の強化をします。

スマートフォン向け広報アプリ（モコップ）については、在校生への提案はチラシやＨＰでの紹介にとどまっていたことから利用者数は伸び悩んでいます。2017 年新入生への積極的な利用提案を行い、広報提案及び事業へつなげていきます。またホームページやポスター、三角ポップなど広報ツールの強化策については年間アクションプランとのリンクができていないことから重要課題が知らせきれていないという課題を残しています。

6）共済活動を部門問わず、全体で取り組んでいきます。

北大生協として、共済は全体で推進していく事業という意識は強まったと考えています。新学期以外でのところでも月 1 度開催している共済事例交流会へ他部門職員も参加し自ら学び、共済を知る職員、機会は増えました。引き続き、共済を事業活動ととらえ全職員が共済について知り、全体で知らせ学生の保険未加入者をなくす取り組みを強化していきます。

（2）事業の状況

2016 年度の北大生協の決算は、新学期事業では大学にもご理解をいただき、合格者すべてに合格通知と一緒に生協の合格パックが同梱され郵送されたことや、東北地区（弘前大、東北大）の成功事例を学び、新学期学習会、入学準備説明会の運営スタイルを変更したことで、事業的にも前進し多くの利用につながりました。このことを大きな成果だと考え、2017 年度に向け総括をおこない新たな取組みをすすめています。

また春と秋に実施したＩＣ電子マネーのプレミアチャージ企画では、引き続き多くの組合員に事前チャージを行っていただき、年間を通して購買の食品飲料や食堂の利用促進に大きくつながりました。自動車学校は 2017 年の 4 月から免許の改定があることから 10 月にキャンペーンを実施し、本来申し込みの少ない時期に集中させることに成功し、年計では昨年実績を上回ることができました。一方で校費は大学自体が費用統制などの状況もあり厳しい状況が続いています。購買Ｗｅｂシステムへの商品掲載を強めることが次年度の大きな課題でもあります。

また書籍・旅行部門では厳しい状況が続いています。教科書では工学部で 4 ターム制導入による購入時期の分散や専門書の利用減となり、また教員によっては教科書選定の変更等もあり、購入単価が大きく下がっています。旅行部門では一昨年の秋に、政策的に研究室への外回り営業を廃止したこともあり、予想以上に教職員層の出張利用が減少しました。学生層の利用は増加しましたが、台湾など近場の旅行が中心で、供給高は減少しました。さらに国内、海外航空券とも WEB 等に対して価格優位性がなく利用が後退しました。

（3）業績

1）組合員数および出資金

組合員数は 25,273 人で前年と比較して 257 人減少、出資金額は 3 億 9,243 万円で前年と比較して 160 万円増加しています。

2）供給事業

全体の供給高は予算を 2 億 2,882 万円、前年を 1 億 3,572 万円下回っています。分野別には、購買が予算比 8,466 万円・前年比 1,180 万円の減少で、文具・パソコン関連・家電分類など校費需要に関連する分類で落としています。食堂はコンパ利用が減少していますが、予算比 146 万円・前年比 1,605 万円の伸長です。書籍は 3 店舗とも減少で、予算比 5,674 万円・前年比 5,139 万円の減少です。キャリア店が予算比 934 万円・前年比 1,698 万円の伸長の一方で、旅行店は予算比 1 億 559 万円・前年比 1 億 5,808 万円（▲30%）と大きく減少しています。印刷店も予算比 2,263 万円・前年比 1,901 万円の減少です。

3）その他の事業

ルームガイドでは新入学時の取組み強化等により斡旋件数が増加、大学生協マンション（管理物件）の広告収入が予算外で計上できたことなどもあり計画を上回りました。手数料収入全体では予算比 1,225 万円、前年から 1,249 万円増加しています。

4）事業経費

人件費は前年を 178 万円、予算を 1,475 万円それぞれ上回っています。定時職員給与が基本給のアップ・投下時間増等があり、期末未払給与も大きく増えて計画をオーバーしました。退職給付引当金は 100%を積み立てることを目指し、計画より 1,200 万円増加させています。費用としては、事業連合との人員調整により 1,040 万円増加です。

物件費では予算に対して 1,630 万円の節約です。情勢等から判断し食堂を中心に水光熱費の計画を高く組みましたが想定以上に光熱費が上がらなかったこと、施設改修の予算を持ち越したこと、事業連合の委託料が減額となったことが要因です。

5）事業外損益

睡眠組合員の整理 920 万円など、雑収入で 2,168 万円計上して、経常剰余は 532 万円です。

6）特別損益

特になし

7）当期剰余金

法人税等を 230 万円計上して、当期剰余金は 300 万円で終了しています。

法定準備金に 50 万円引当て、施設整備を目的とした積立金に 100 万円計上し、次期繰越剰余金を 191 万円とすることを提案します。

－2　対処すべき重要な課題

（1）事業の展望と課題

・大学のキャンパスマスタープランに向け、組合員の動向や商品利用構成、利用客数の実態を整理し、大学内の福利厚生施設のあり方・現状の生協店舗のあり方を検討しすすめます。また大学中央キャンパスの総合福利厚生施設の建替の検討を大学と共に引き続きすすめていきます。
・学生の学業継続の基盤を支えるため、無保険者の学生をなくすため大学関係部局とも連携し取り組みを強化します。
・電子購買システムへの利用集中を促進するとともに生協サイトでの利用対策をすすめます。
・生協の強みでもある学生の学びと成長事業として「海外留学」と「学生旅行」を戦略商品として多くの組合員の体験をプロデュースすることを目指します。

－３ 財産及び損益の状況

（１）直前３事業年度の財産及び損益の状況

単位：千円

項　　目	2013年度	2014年度	2015年度	本年度
組合員数	25,897	25,787	25,530	25,273
出資金額	403,417	398,639	390,837	392,434
供給高	4,926,019	4,775,098	4,596,382	4,460,653
その他事業収入	274,713	287,616	301,232	313,667
経常剰余金	47,074	17,533	▲735	5,316
総資産	1,529,241	1,717,571	1,595,695	1,484,709
純資産	407,264	407,263	397,750	402,347

（２）供給事業の状況表

１）部門別・業態別供給高の状況

単位：千円

項　　目	2013年度	2014年度	2015年度	本年度
［部門別供給高］				
物品	2,185,302	2,121,870	2,017,560	2,019,084
書籍	654,907	663,376	660,875	627,325
食堂	847,026	847,703	892,768	908,814
旅行	1,125,659	1,063,464	965,738	859,265
その他サービス	113,125	78,685	59,441	46,165
合　　計	4,926,019	4,775,098	4,596,382	4,460,653
［業態別供給高］				
店舗	4,078,993	3,927,395	3,703,614	3,551,839
その他	847,026	847,703	892,768	908,814
合　　計	4,926,019	4,775,098	4,596,382	4,460,653

２）供給高の事業所別内訳

単位：千円

項　　目	2013年度	2014年度	2015年度	本年度
生協会館Ｓ	266,728	589,800	545,278	554,465
生協会館ﾊﾟｿｺﾝｺｰﾅｰ	156,516	2014年2月閉店		
北部購買店	496,841	428,971	409,186	461,240
工学部購買店	159,867	159,176	149,694	147,399
中央購買店	116,425	93,790	91,448	91,928
コップパン店	25,807	25,530	26,955	28,262
薬学部店	25,029	25,449	27,740	26,813
保健学科店	23,907	29,459	30,014	30,750
獣医学部店	18,994	17,090	16,528	16,806
学生寮店	12,164	10,573	10,974	10,045
歯学部店		2015年4月開店	11,165	15,384
水産店	36,825	38,095	45,411	40,953
購買外売店	1,003,457	884,056	810,409	813,666
文系ミニショップ	2014年6月開店	5,009	8,723	8,818
理学部ミニショップ	2014年6月開店	4,821	8,556	9,441
自販機店	19,791	17,821	5,783	4,323
北部書籍店	247,925	230,125	227,641	207,449
会館店クラーク	104,787	123,104	117,063	101,270
書籍外売店	185,108	177,797	182,650	167,240
キャリアサポート	102,599	115,924	116,776	133,753
会館店旅行	144,464	95,039	79,975	78,342
北部トラベル店	611,391	578,938	523,095	365,014
印刷情報サービス部	178,541	166,900	156,378	137,368
北部食堂店	338,540	296,681	318,545	329,904
工学部食堂店	146,909	141,114	141,711	144,605
中央食堂店	202,715	203,706	210,501	206,700
クラーク食堂店	77,377	76,976	81,300	80,662
農学部店	51,121	46,085	45,680	47,969
医学部店	82,983	82,310	84,820	84,022
ポプラ店	56,782	57,902	53,327	58,068
水産食堂店	20,015	19,864	20,659	20,596
北部ケータリング	2014年3月開店	21,237	25,520	25,228
エルムカフェ	12,411	11,756	12,877	12,170
合　　計	4,926,019	4,775,098	4,596,382	4,460,653

（３）受託共済事業状況表

１）加入者数の状況

単位：人

共済事業の種類			契約件数			
		元受団体名	契約型	当年度	前年度	前年比
学生総合共済	生命共済	全国大学生協共済連	ＡＦ　型	8,445	7,859	107.5%
			ＮＡ　型	38	31	122.6%
			ＮＭ　型	42	36	116.7%
			ＭＦ　型	2	2	100.0%
			小　計	8,527	7,928	107.6%
	火災共済	全国大学生協共済連	ＫＴ型	0	0	
			ＫＶ型	8,297	7,945	104.4%
			小　計	8,297	7,945	104.4%
合　　計				16,824	15,873	106.0%

２）元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

単位：千円

共済事業の種類			元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
	元受団体名	契約型	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済	大学生協共済連	全　型	109,306	103,840	105.3%	614	637	96.4%	61,950	62,176	99.6%
火災共済	大学生協共済連	全　型	16,667	16,168	103.1%	38	23	165.2%	7,190	5,303	135.6%
合　　計			125,973	120,008	105.0%	652	660	98.8%	69,140	67,479	102.5%

３．増資および資金の借入その他の資金調達状況

長期固定的なものはありません。

４．組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

施設・設備名	所　在　地	摘　要
北部店(購買)	札幌市北区北17条西8丁目	LAN工事、冷蔵ケース、ショーケース他
医学部店（購買･食事)	札幌市北区北15条西7丁目	陳列什器、カウンター什器、冷凍庫他
クラーク店（食事）	札幌市北区北８条西8丁目	食器洗浄機、冷蔵ショーケース、冷凍庫他
工学部店（食事）	札幌市北区北13条西8丁目	食品油処理、炊飯器、ゆで麺器、什器等
印刷情報店	札幌市北区北8条西8丁目	名刺裁断機、コピー機コインキット・キャッシャー等

５．他の法人との業務上の提携

ありません。

６．他の会社を子法人等および関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持分の取得

出資子法人及び関連法人等

単位：千円

法　人　名	資本金	当期出資額	累積出資額	出資比率	業　務　内　容
(株) エルムプロジェクト	10,000	0	9,900	99.0%	大学グッズの企画制作等
キャンパスライフサポート（株）	3,000	150	2,000	66.7%	損保代理店業　他

キャンパスライフサポートは子法人となり、当生協専務理事が代表取締役に就任しました。

7．事業の全部又は一部の譲渡又は譲受を受け、合併（存続組合）その他の組織の再編成

ありません。

8．教育事業等の状況

単位：千円

項目		金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金		150
教育事業等の使途		
科目	内容	金額
教育文化費	生協スクール等セミナー、ﾋﾟｰｽﾅｳ沖縄・長崎機関紙「きぼうの虹、Ｌｅｔｔｅｒ」	7,075
合計		7,075

9．員外利用の状況

大学校費の利用１億6,656万円、受験宿泊の利用6,475万円、
その他、学会来訪時の店舗利用等があります。

【２】　組合の運営組織の状況に関する事項

1．前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日時	2016年5月26日　18:30～20:30	
総代会日現在総代数		224名
出席総代組合員数	本人	59名
	代理人（委任）	0名
	書面	140名
	計	199名

（重要な議事、議決事項および議決状況）

第１号議案	2015年度事業報告・決算関係書類等承認の件	承認可決
第２号議案	2016年度事業計画・予算決定の件	承認可決
第３号議案	役員報酬決定の件	承認可決
第４号議案	2020年に向けた北大生協ビジョンとアクションプラン策定の件	承認可決
第５号議案	定款一部改定の件	承認可決
第６号議案	議案決議効力発生の件	承認可決
役員選挙	2016年度役員選出の件	全員信任

（注）総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、274人の定数に対して224人が立候補し、選挙の結果、2016年5月16日当選人が公告されました。

2．組合員に関する事項

（１）組合員出資金等増減表

単位：円

区分	人数	口数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金
期首現在	25,530	390,836	390,836,721	15,309
当期増加分(学生院生)	4,368	90,196	90,196,000	20,649
当期増加分(教職員その他)	929	6,683	6,683,380	7,194
当期減少分(学生院生)	4,808	88,614	88,614,300	18,431
当期減少分(教職員その他)	746	6,667	6,667,780	8,938
期末現在	25,273	392,434	392,434,021	15,528

3．役員に関する事項

（１）役員一覧表

役名	氏名	就任年月日	略歴等
理事長(代表理事)	柿澤　宏昭	2013年5月25日	13年理事就任、14年現職就任
副理事長	吉見　宏	2016年5月26日	91年～15年監事就任、16年現職就任
専務理事(代表理事)	岸本　敬一	2008年5月29日	08年理事就任、15年現職就任
常務理事	間宮　春大	2006年5月25日	06年理事就任、07年現職就任
理事	羽山　広文	2015年5月27日	15年現職就任
理事	藤田　良治	2014年5月28日	14年現職就任
理事	寺澤　睦	2016年5月23日	16年現職就任
理事	笠原　敏史	2015年5月26日	15年現職就任
理事	多谷　司	2015年5月27日	15年現職就任
理事	三上　直之	2015年5月27日	15年現職就任
常務理事	大村　龍之介	2012年5月23日	12年理事就任、13年現職就任
常務理事	岩田　渉廣	2016年5月26日	16年現職就任
常務理事	谷　遼大	2013年5月23日	13年～15年理事等就任、16年現職就任
理事	加藤　泰介	2016年5月26日	16年現職就任
理事	本間　真佐人	2016年5月26日	16年現職就任
常務理事	中山　拓登	2015年5月27日	15年現職就任
常務理事	髙橋　真太郎	2015年5月27日	15年理事就任、16年現職就任
理事	佐川　笑	2016年5月26日	16年現職就任
理事	小池　優	2016年5月26日	16年現職就任
常務理事	豊原　涼太	2016年5月26日	16年現職就任
理事	越智　亮太	2016年5月26日	16年現職就任
監事会議長	坂爪　浩史	2015年5月27日	12年理事就任、15年現職就任
監事	足立　航	2016年5月26日	16年現職就任
監事	狩元　良太	2016年5月26日	16年現職就任
監事	樋口　七瀬	2016年5月26日	16年現職就任
監事	久保　淳司	2016年5月26日	03年～13年理事就任、16年現職就任

（２）事業年度中に辞任した役員

・岩田　渉廣　理事　　2017年3月期理事会にて辞任承認（3/31付）
・大村　龍之介　理事　2017年3月期理事会にて辞任承認（3/31付）
・足立　航　監事　　2016年6月期理事会にて辞任報告（6/14付）

4．職員数およびその増減その他の職員の状況

職員状況表

区分		前期末数	当期末数	平均年齢、平均勤続年数
正規職員		50名	48名	40.6歳 17.2年
定時職員	時間数	451,442時間	440,269時間	
	（総数）	（324名）	（327名）	
	正規換算数	225.7名	220.1名	

（注１）定時職員の総人数は、年間2,000時間をもって１名として換算しています。
（注２）上表には出向受入者26名を含んでいます。

５．業務の運営の組織に関する事項

（１）運営組織図

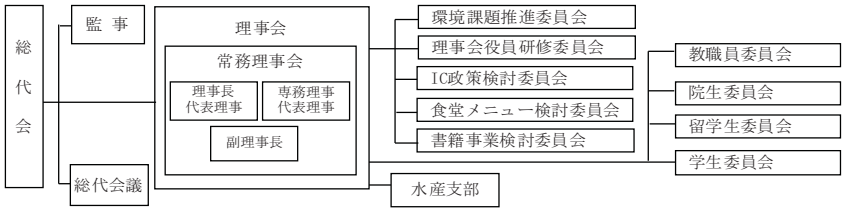

（２）経営組織図

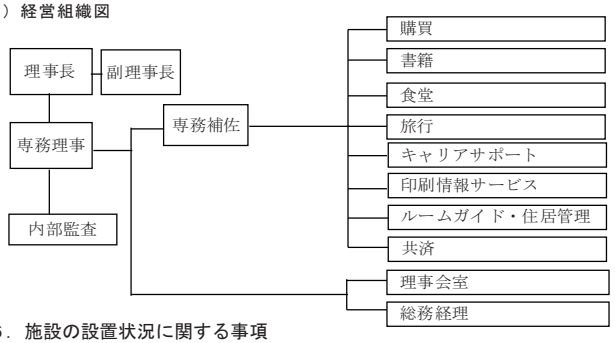

６．施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

施設名	所在地	土地（㎡）	建物（㎡） 延床面積	建物（㎡） 店舗面積	摘要
（１）総務	札幌市北区北８条西７丁目				
（２）店舗					
生協会館・MS棟	札幌市北区北８条西７丁目		4,074.5	1,328.5	
福利厚生会館（北部食堂）	札幌市北区北17条西８丁目		4,011.0	1,569.6	借用
工学部店	札幌市北区北13条西８丁目		962.0	485.3	借用
中央食堂（中央店）	札幌市北区北11条西８丁目		1,190.0	472.9	借用
クラーク会館	札幌市北区北８条西８丁目		737.0	615.1	借用
農学部店	札幌市北区北９条西９丁目		268.0	109.2	借用
医学部店	札幌市北区北15条西７丁目		321.0	156.2	借用
獣医学部店	札幌市北区北18条西９丁目		109.3	109.3	借用
歯学部店	札幌市北区北13条西６丁目		44.0	44.0	借用
薬学部店	札幌市北区北12条西６丁目		112.0	112.0	借用
保健学科店	札幌市北区北12条西５丁目		63.0	63.0	借用
学生寮店	札幌市北区北18条西13丁目		16.6	16.6	借用
エルムカフェ	札幌市北区北８条西５丁目		220.0	7.4	借用
ポプラ店	札幌市北区北21条西10丁目		423.0	188.4	借用
文系棟スモールショップ	札幌市北区北10条西７丁目		3.5	3.5	借用
理学部スモールショップ	札幌市北区北10条西８丁目		6.5	6.5	借用
水産厚生会館（水産店）	函館市港町３丁目		519.0	297.2	借用

７．子法人等および関連法人等の状況に関する事項

（１）子法人等および関連法人等の概要

区分		子法人等	子法人等
会社名		（株）エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート（株）
代表者名		岸本　敬一	岸本　敬一
設立年月日		2006年4月28日	1969年12月17日
事業内容		大学グッズの企画制作等	損害保険代理店業他
設立の理由		北海道大学の広報活動を行う上で、大学・生協・他の民間企業等では担うことが難しい役割等をおこなうため。	全道大学生協組合員を対象に損害保険代理店業その他を通じ各種サービスを提供し、組合員の利便性を増す。
資本金	資本金	1,000万円	300万円
	生協の出資額	990万円	200万円
株式（出資）の状況）	発行済株式(出資)の総数	1,000口	60口
	生協の持株(出資)数	990口	40口
	生協の持株(出資)比率(%)	99%	66.7%
決算月日		３月３１日	９月３０日
主たる事業所（事務所）の所在地		札幌市北区北８条西７丁目	札幌市北区北８条西７丁目
株主（出資者）名		北大生協、(有)工作創庫	北大生協、北海道事業連合
当生協の関係役員（全て無給）		代表取締役社長　岸本　敬一 取締役　小助川　誠	代表取締役社長　岸本　敬一 取締役　小助川　誠

（２）子法人等および関連法人等の決算概況

単位:円

区分		子法人等	子法人等
会社名		(株)エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート(株)
科目＼決算期		2016年3月31日	2016年9月30日
流動資産		16,276,557	7,821,628
固定資産		0	1
資産合計		16,276,557	7,821,629
流動負債		5,483,830	1,239,849
固定負債		0	0
負債合計		5,483,830	1,239,849
資本金		10,000,000	3,000,000
剰余金		792,727	3,581,780
評価・換算差額等		0	0
純資産合計		10,792,727	6,581,780
負債及び純資産合計		16,276,557	7,821,629
損益の状況			
科目＼決算期		自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日	自 2015年10月 1日 至 2016年9月30日
売上高		40,456,820	8,414,360
売上総利益		8,474,317	8,414,360
営業利益		773,718	▲ 1,192,405
経常利益		945,297	▲ 866,621
当期純利益		655,297	▲ 935,622
株主資本等変動計算書			
株主資本	前期末残高	10,137,430	10,017,402
	当期変動額	655,297	▲ 3,435,622
	当期末残高	10,792,727	6,581,780
評価・換算差額等	前期末残高	0	0
	当期変動額	0	0
	当期末残高	0	0
純資産合計	前期末残高	10,137,430	10,017,402
	当期変動額	655,297	▲ 3,435,622
	当期末残高	10,792,727	6,581,780

8　事業連合に関する事項

（1）事業連合の概要

連合会名	大学生活協同組合連合会北海道事業連合
所在地	札幌市北区北８条西７丁目１番地
設立年月日	1991年1月25日
事業内容	共同仕入れ及び会員の指導援助
設立の理由	各生協の持つ事業力量を結集し、商品仕入れの集中化、商品開発の推進、事業経営管理の指導強化などにより、事業経営のレベルアップをはかる。
出資金及び総口数	出資金　97,000千円　　総口数　9,700口
決算月日	2月28日
出資生協	北海道大学生活協同組合 北海学園生活協同組合 酪農学園生活協同組合 北星学園生活協同組合 札幌学院大学生活協同組合 北海道教育大学生活協同組合 室蘭工業大学生活協同組合 帯広畜産大学生活協同組合 北見工業大学生活協同組合 小樽商科大学生活協同組合 釧路公立大学生活協同組合 公立はこだて未来大学生活協同組合 札幌大学生活協同組合
当生協の関係役員	理事　岸本　敬一　非常勤・無給 理事長　吉見　宏　非常勤・有給

（注）出資金及び総口数ならびに出資生協は２０１７年２月２８日現在です。

（2）資産・負債・純資産の状況（貸借対照表）

大学生活協同組合連合会北海道事業連合　（２０１７年２月２８日）　単位：千円

［資産の部］	金額	［負債・純資産の部］	金額
Ⅰ 流動資産		Ⅳ 流動負債	
現金預金	844,335	買掛金	891,985
供給未収金	696,919	未払金	100,761
商品貯蔵品	9,625	その他の負債	582,560
その他の資産	85,408	流動負債合計	1,575,306
流動資産合計	1,636,287	Ⅴ 固定負債	154,560
		負債合計	1,729,867
Ⅱ 固定資産			
有形固定資産	2,604	Ⅵ 出資金	97,000
無形固定資産	23,429	Ⅶ 剰余金	
長期保有有価証券	90,000	法定準備金	9,000
その他の固定資産	85,028	当期未処分剰余金	1,482
固定資産合計	201,061	剰余金合計	10,482
Ⅲ 繰延資産	0	純資産合計	107,482
資産合計	1,837,348	負債・純資産合計	1,837,349

（3）損益の状況（損益計算書）

大学生活協同組合連合会北海道事業連合　　自 2016年3月 1日
至 2017年2月28日
単位：千円

供給高		7,940,658
期首原料商品	6,609	
仕入高	7,913,407	
期末原料商品	7,818	7,912,198
供給剰余金		28,460
会員業務受託収入	221,190	
その他手数料収入	119,772	340,962
総事業剰余金		369,422
人件費	214,614	
物件費	161,958	
事業経費計		376,572
事業剰余金		▲ 7,150
営業外収入		9,239
営業外費用		922
経常剰余金		1,167
特別損益		0
税引前剰余金		1,167
法人税等		0
当期剰余金		1,167
当期首繰越剰余金		315
当期未処分剰余金		1,482

(注)上記の決算書は、当事業報告書作成時点では、北海道事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類にもとづいて記載しています。

（4）事業連合との取引等の状況

単位:千円

区分	経常収益		経常費用		その他取引		
	供給高	その他	仕入高	その他	収益	費用	その他
大学生協北海道事業連合		9,492	3,669,468	19,396	78,342	64,759	
対取引高率（%）			95.9%				

9．その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

特にありません。

【3】その他組合の状況に関する重要な事項

特にありません。

Ⅱ　２０１６年度事業報告書の附属明細書

２０１６年３月１日から２０１７年２月２８日まで

作成　２０１７年４月　３日
備付　２０１７年５月１０日

北海道札幌市北区北八条西７丁目１－１
北海道大学生活協同組合
理事長　柿澤　宏昭

１．役員報酬等の状況

（１）役員報酬明細

単位：千円

区分	定款上の定員（人）	支払人員（人）	報酬等支払額	摘　要
理事	１６～２１人	２１人	11,199	総代会の決定に基づく理事報酬の限度額は16,000千円、監事報酬の限度額は60万円です。
監事	３～５人	５人	240	
合計	１９～２６人	２６人	11,439	

（２）役員退職金明細

該当する項目はありません。

２．役員と他の法人等（関連会社および事業連合）の業務執行者兼務状況

区分	当生協での常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏　名	兼　務　先　名	兼務先での役職名	兼務先での常勤・非常勤の別と報酬	代表権の有無
理事	常勤	有	岸本　敬一	株式会社　エルムプロジェクト	代表取締役	非常勤・無給	有
理事	常勤	有	岸本　敬一	キャンパスライフサポート　株式会社	代表取締役	非常勤・無給	有
理事	常勤	有	岸本　敬一	コープ総合サービス　株式会社	取締役	非常勤・無給	無
理事	常勤	有	岸本　敬一	大学生活協同組合連合会北海道事業連合	常務理事	非常勤・無給	無
理事	非常勤	無	吉見　宏	大学生活協同組合連合会北海道事業連合	理事長	非常勤・有給	有

３．組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

ありません。

４．事業連合に関する事項

（１）事業連合に対する債権・債務明細表

① 債権明細表　　単位：千円

区　分	短期債権			長期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
北海道事業連合	24,828	23,057	▲ 1,771	39,000	39,000	0

② 債務明細表　　単位：千円

区　分	短期債務			長期債務		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
北海道事業連合	467,029	338,618	▲ 128,411	0	0	0

Ⅲ　2016年度決算関係書類

作成　2017年4月1日
備付　2017年5月1日

札幌市北区北8条西7丁目1－1
北海道大学生活協同組合
理事長　柿澤　宏昭

（１）貸借対照表

貸　借　対　照　表
（2017年2月28日現在）　　単位：円

科　目	金　額		科　目	金　額
（資産の部）			（負債の部）	
流動資産	642,737,955		流動負債	786,872,009
現金預金	208,551,504		買掛金	340,617,149
供給債権	188,288,758		短期借入金	130,000,000
商品及び原材料	208,065,919		未払金	12,095,632
貯蔵品	0		未払法人税等	2,300,900
立替金	205,570		未払消費税等	22,489,294
前払費用	2,103,196		未払費用	53,236,126
未収金	37,618,008		前受金	139,613,875
短期貸倒引当金	▲ 2,095,000		預り金	81,013,033
	0		賞与引当金	5,506,000
固定資産	841,971,509			
有形固定資産	710,590,286		固定負債	295,490,728
建物及び付属設備	758,636,525		退職給付引当金	282,490,728
建物及付属設備減価償却累計額	▲ 164,531,247	594,105,278	預り保証金	2,000,000
器具備品	360,428,762		長期未払金	11,000,000
器具備品減価償却累計額	▲ 303,426,736	57,002,026		
土地	59,482,982		負債合計	1,082,362,737
建設仮勘定	0			
無形固定資産	11,978,823		（純資産の部）	
ソフトウェア	11,978,823		組合員資本	402,346,727
その他無形固定資産	0		出資金	392,434,021
			剰余金	9,912,706
その他の固定資産	119,402,400		法定準備金	5,500,000
関係団体出資金	82,251,000		施設整備積立金	1,000,000
子会社等株式	11,900,000		当期未処分剰余金	3,412,706
長期貸付金	1,601,300		（うち当期剰余金）	2,999,537
差入保証金	22,200,000			
その他固定資産	1,475,100			
長期貸倒引当金	▲ 25,000		純資産合計	402,346,727
資産合計	1,484,709,464		負債・純資産合計	1,484,709,464

（２）損益計算書

損　益　計　算　書
自2016年3月1日　至2017年2月28日

単位:円

科　　目	金　　額	
供　給　事　業		
供　給　高	4,460,652,834	
供　給　値　引	32,719,978	4,427,932,856
供　給　原　価		
期首商品棚卸高	256,517,355	
仕　入　高	3,346,742,236	
合　計	3,603,259,591	
期末商品棚卸高	208,065,919	3,395,193,672
供給剰余金		1,032,739,184
その他の事業収入		
利用事業剰余金	128,900	
共済受託手数料収入	17,083,688	
供給事業手数料収入	34,297,706	
不動産賃貸収入	88,735,164	
その他手数料収入	173,421,614	
その他事業収入計		313,667,072
事業総剰余金		1,346,406,256
事　業　経　費		
人　件　費	812,606,809	
物　件　費	549,344,292	1,361,951,101
事業損失金		15,544,845
事　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,093	
受取配当金	524,800	
雑　収　入	21,154,877	21,680,770
事　業　外　費　用		
支　払　利　息	248,802	
雑　損　失	571,083	819,885
経常剰余金		5,316,040
特　別　利　益		
	0	0
特　別　損　失		
固定資産除却損	16,503	
北海道大学寄附金	0	16,503
税引前当期剰余金		5,299,537
法　人　税　等		2,300,000
過年度法人税等		0
当　期　剰　余　金		2,999,537
当期首繰越剰余金		413,169
積立金取崩額		0
当期未処分剰余金		3,412,706

（３）注記

１．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

①　有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

②　棚卸資産の評価基準および評価方法

書籍・購買・旅行（商品）　売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）

食堂（食材）　最終仕入原価法による原価法（　〃　）

印刷情報（資材）　最終仕入原価法による原価法（　〃　）

（２）　固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物　20年～47年
建物附属設備　3年～20年
器具備品　4年～15年

②　無形固定資産　定額法
なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法

③　リース資産　ありません。

④　その他の固定資産　定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
大学寄贈施設等　5年～13年
パソコン　3年

（３）　引当金の計上基準は以下のとおりです。

①　貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

（４）その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

①　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

２．会計方針の変更

該当事項はありません。

３．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

該当事項はありません。

（２）役員に対する金銭債権または金銭債務

該当事項はありません。

（３）課税売上にかかる仮受消費税額は、359,960,952円です。

４．損益計算書に関する注記

（１）事業外損益の内訳は以下のとおりです。

①　雑収入のうち、9,234,400円は出資金整理益、3,761,820円は雇用保険料処理漏れ戻しです。
雑収入のうち、4,887,406円はメーカー環境対策協力金、845,264円は買掛金整理益です。

②　雑損失のうち、514,800円は出資金整理後返還金による損失です。

（２）特別損益の内訳は以下のとおりです。
①　固定資産除却損　　16,503 円

（３）計上科目の変更は以下の通りです。
該当事項はありません。

（４）法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

（５）当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越する消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金150,000円が含まれています。

５．剰余金に関する注記
（１）法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の４第1項の規定にもとづく積立金です。

（２）積立金について
施設整備積立金は、施設整備のため自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、１億円を目標に新たに積み立てます。

（２）次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金150,000円が含まれています。

６．退職給付会計に関する注記
（１）退職給付債務の計上基準
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理することとしています。

（２）採用する退職給付制度
職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

（３）職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容
①退職給付債務およびその内訳
退職給付債務　　350,802,000 円
会計基準変更時差異の未処理額　　66,711,272 円
②退職給付費用の内訳
当期発生費用処理額　　11,364,000 円
会計基準変更時差異の費用処理額　　24,036,000 円
③会計基準変更時差異の処理年数
１４年間で定額法により処理しています。
残り４年での処理の計画となっていますが、引当率を考慮して加減を行っています。
④退職給付引当金の退職債務に対する引当率は、80.5%となります。

（４）企業年金基金制度について
このほかに、職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務は計上していません。
なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項（２０１６年３月３１日）
年金時価資産額　　37,824,433,023 円
年金財政計算上の給付債務の額　　31,869,727,000 円
差引額　　5,954,706,023 円
②制度全体に占める当生協の掛金割合（２０１６年３月分）
0.18 %
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、積立不足金です。なお、繰越不足金および過去勤務債務残高はありません。

７．税効果会計に関する注記
短期の繰延税金資産については、対象金額の重要性に鑑み、また、長期の繰延税金資産については、将来の経営環境と大学生協の性格に鑑み、計上しないこととしています。

８．リースにより使用する固定資産に関する注記
（１）オペレーティング・リースにより使用する固定資産
該当事項はありません。

（２）リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、および期末残高相当額

単位：円

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車輌運搬具	23,045,592	10,850,960	12,194,632
器具備品	27,060,792	13,331,548	13,729,244
合計	50,106,384	24,182,508	25,923,876

②未経過リース料期末残高相当額
１年以内　　9,623,816 円
１年超　　16,300,060 円
合　計　　25,923,876 円
③支払リース料および減価償却費相当額
支払リース料　　10,472,784 円
減価償却費相当額　　10,472,784 円
④減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

９．関連当事者との取引に関する注記
（１）会社等

単位：千円

種　類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱ｴﾙﾑﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	9,900	直接99%	役員兼任2名	経費立替	6,194	立替金	58
子会社	ｷｬﾝﾊﾟｽﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ㈱	2,000	直接66.7%	役員兼任2名	業務委託・経費立替	6,448	立替金	83

（２）組合

単位：千円

種　類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
関連法人	大学生協北海道事業連合	39,000	直接8.33%	仕入先役員兼任2名	商品仕入	3,672,596	買掛金	336,462
					業務委託	28,888	未収金	23,503

（取引条件および取引条件の決定方針等）
商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

（３）役員およびその近親者
該当事項はありません。

１０．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

１１．その他の注記
該当事項はありません。

Ⅳ 2016年度決算関係書類の附属明細書

作成 2017年4月1日
備付 2017年5月1日

札幌市北区北8条西7丁目1－1
北海道大学生活協同組合
理事長 柿澤 宏昭

1．組合員資本の明細

単位:円

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
組合員出資金	390,836,721	60,327,800	58,730,500	392,434,021	
法定準備金	4,600,000	900,000		5,500,000	(注1)
施設整備積立金	0	1,000,000		1,000,000	(注1)
当期未処分剰余金	2,313,169	2,999,537	1,900,000	3,412,706	(注2)
合計	397,749,890	65,227,337	60,630,500	402,346,727	

(注1)増加は前年度剰余金処分による計上額。 (注2)減少は前年度の剰余金処分、増加は今期剰余金による計上。

2．借入金の明細

(1) 長期借入金等の増減

該当するものはありません。

(2) 短期借入金等の増減

単位:円

借入先	期首残高	当期増減額	期末残高
北洋銀行北七条支店	65,000,000	5,000,000	70,000,000
北海道銀行札幌駅北口支店	55,000,000	5,000,000	60,000,000
合計	120,000,000	10,000,000	130,000,000

(注)借入金平均利率は0.46%です。

3．有形固定資産及び無形固定資産の明細

単位:円

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減損損失累計額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物及び附属設備	624,409,707			30,304,429	594,105,278		164,531,247	758,636,525
	器具備品	69,566,513	11,966,149	16,502	24,514,133	57,002,027		306,027,233	363,029,260
	土地	59,482,982				59,482,982			
	小計	787,271,477	11,966,149	16,502	54,818,562	710,590,287	0	470,558,480	1,121,665,785
無形固定資産	ソフトウェア	15,187,108	937,800		4,146,085	11,978,823			
	その他無形固定資産	0				0			
	小計	15,187,108	937,800	0	4,146,085	11,978,823	0		
合計		236,366,868	12,903,949	16,502	58,964,647	722,569,110	0		

※有形固定資産の増加は、名刺断裁機27万円、トランシーバー通信12万円、コピー機コインキット・キャッシャー26万円、北部購買冷蔵ケース155万円、工学食堂食品油処理93万円、ガス炊飯器39万円、医学部ショップ一式43万円、冷凍庫合計122万円、食器洗浄機247万円、冷蔵ショーケース135万円、自動ゆで麺器設置65万円、オープンショーケース72万円、北部店LAN工事160万円です。 減少は、北部冷蔵ケース、オープンショーケースの入替除却です。

※ソフトウェアの増加は、生協Web改修と同生協MAPです。

4．関係団体等出資金の明細

単位:円

出資先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
関係団体出資金	全国大学生協連合会	24,351,000			24,351,000	
	大学生協北海道事業連合	39,000,000			39,000,000	
	北海道労働金庫	10,840,000			10,840,000	
	賀川記念教育基金	440,000			440,000	
	北海道生協連合会	10,000			10,000	
	北海道書店組合	10,000			10,000	
	大学生協共済連合会	7,600,000			7,600,000	
	小計	82,251,000	0	0	82,251,000	
子会社等株式	㈱エルムプロジェクト	9,900,000			9,900,000	
	キャンパスライフサポート㈱	1,850,000	150,000		2,000,000	
	小計	11,750,000	150,000	0	11,900,000	
合計		94,001,000	150,000	0	94,151,000	

5．引当金の明細

単位:円

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
短期貸倒引当金	2,095,000	2,095,000	2,095,000	2,095,000	(注1)
賞与引当金	5,564,000	48,590,000	48,648,000	5,506,000	
退職給付引当金	282,703,228	55,724,000	55,936,500	282,490,728	目的使用
長期貸倒引当金	25,000	25,000	25,000	25,000	(注1)
合計	290,387,228	106,434,000	106,704,500	290,116,728	

(注1)増加及び減少は洗い替えによるものです。

6．事業経費の明細

単位:円

科目	金額
1．人件費	
役員報酬	11,439,000
職員給与	229,800,298
定時職員給与	458,116,134
退職給付費用	35,400,000
法定福利費	68,828,196
厚生費	7,000,037
派遣人件費	2,023,144
人件費合計	812,606,809
2．物件費	
教育文化費	7,074,651
広報費	67,965,283
消耗品費	45,111,399
物流費	10,279,110
車輌運搬費	34,261,975
貸倒引当金繰入額	0
施設維持管理費	35,399,614
減価償却費	61,897,051
賃借料	13,579,878
水道光熱費	60,236,111
保険料	1,518,733
委託料	76,502,362
研修採用費	2,994,876
調査研究費	1,430,045
会議費	3,485,135
諸会費	13,951,360
渉外費	189,273
租税公課	9,554,808
通信交通費	13,787,657
事業連合委託費	90,019,000
雑費	105,971
物件費合計	549,344,292
事業経費合計	1,361,951,101

7．事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費の明細と同じです。

８．キャッシュ・フロー計算書

2016 年度　　単位:千円

内訳		金額
事業活動によるキャッシュフロー		
	税引前当期利益	5,300
	減価償却費(有形固定資産)	54,820
	減価償却費(無形固定資産)	7,111
	貸倒引当金の増減額	0
	賞与引当金の増減額	▲ 58
	退職給付引当金の増減額	▲ 212
	役員退職引当金の増減額	0
	受取利息及び受取配当金	▲ 526
	支払利息	249
	有形固定資産除却損	16
	開発費償却額の増減額	0
	供給債権の増減額	3,808
	棚卸資産の増減額	48,610
	仕入債務額の増減額	▲ 131,440
	未払金の増減額	257
	前受金・預り金等の増減額	▲ 707
	その他流動資産の増減額	3,395
	その他流動負債の増減額	5,000
	小計	▲ 4,377
	利息及び配当金の受取額	526
	利息の支払額	▲ 249
	法人税等の支払額	▲ 722
	(1)	▲ 4,822
投資からのキャッシュフロー		
	長期預金預入による支出	▲ 1,000
	長期預金払戻による収入	1,000
	有形固定資産の取得による支出額	▲ 11,967
	無形固定資産の取得による支出額	▲ 1,202
	関係団体出資金等の出資支出額	▲ 150
	貸付による支出	0
	貸付金の回収による収入	653
	(2)	▲ 12,666
財務からのキャッシュフロー		
	短期借入金の増減額	10,000
	長期借入金の増減額	0
	出資金の増減額	1,597
	任意積立金の増減額	0
	(3)	11,597
現金及び現金同等物の増加額		▲ 5,891
現金及び現金同等物の期首残高		213,443
現金及び現金同等物の期末残高		207,552

(注)現金及び現金同等物の範囲　　単位:千円

項目	期首	期末
現金及び預金	214,443	208,552
預入期間が3か月を超える定期預金	▲ 1,000	▲ 1,000
現金及び現金同等物	213,443	207,552

９．主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1)主要な資産の内容

① 現金預金の明細　　単位:円

科目	内訳		期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現金	出納	28,194,425	23,005,191	▲ 5,189,234
		水産支部	530,693	727,766	197,073
		小口現金	4,818,600	4,901,900	83,300
	店舗等における釣銭等	会館店1F	435,000	435,000	0
		購買部北部店	520,000	520,000	0
		購買部工学部店	210,000	210,000	0
		購買部中央店	155,000	155,000	0
		購買部薬学部店	30,000	30,000	0
		購買部保健学科店	40,000	40,000	0
		購買部獣医学部店	100,000	100,000	0
		購買部学生寮店	40,000	40,000	0
		購買部歯学部店	50,000	50,000	0
		購買部文系ｼｮｯﾌﾟ	30,000	30,000	0
		購買部理学部ｼｮｯﾌﾟ	30,000	30,000	0
		購買部ﾐｭｰｼﾞｱﾑｼｮｯﾌﾟ	0	123,300	123,300
		購買部ｴﾙﾑの森ｼｮｯﾌﾟ	55,500	55,500	0
		購買部外売店	30,000	30,000	0
		購買部水産店	100,000	100,000	0
		書籍部北部店	170,000	170,000	0
		書籍部クラーク店	240,000	200,000	▲ 40,000
		書籍部外売店	50,000	50,000	0
		キャリサポート店	50,000	50,000	0
		北部トラベルセンター	70,000	70,000	0
		印刷情報サービス	180,500	180,500	0
		ルームガイド	150,000	150,000	0
		食堂部北部店	270,000	270,000	0
		食堂部工学部店	83,700	83,700	0
		食堂部中央店	23,300	23,300	0
		食堂部クラーク店	60,000	60,000	0
		農学部食堂	100,000	100,000	0
		医学部食堂	60,000	60,000	0
		レストランポプラ	30,000	30,000	0
		食堂部水産店	115,600	115,600	0
		理事会室小口出資	140,000	140,000	0
		総務部金庫両替	500,000	500,000	0
		総務部水産支部	700,000	700,000	0
	当座預金	ゆうちょ銀行口座	3,490,780	9,165,858	5,675,078
	普通預金	北洋銀行北七条支店	160,970,246	163,108,113	2,137,867
		北海道銀行札幌駅北口支店	9,139,998	3,649,766	▲ 5,490,232
		北海道銀行函館支店	4,868,760	1,218,498	▲ 3,650,262
		北海道労金札幌北支店	1,429,751	1,774,412	344,661
	定期預金	北洋銀行北七条支店	1,000,000	1,000,000	0
	合計		214,443,253	208,551,504	▲ 5,891,749

② 供給債権の明細

イ. 内訳　　単位:円

内訳	金額
組合員(私費等)	150,870,150
大学(校費)	15,777,679
Tuoカード未収金	429,909
一般カード未収金	21,211,020
合計	188,288,758

ロ. 回収状況　　単位:円

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
192,096,354	2,683,109,130	2,686,916,726	188,288,758	93%

③ 有価証券の明細
該当するものはありません。

④ 商品および貯蔵品の明細　　単位:円

内訳		金額
商品	文具・サプライ	18,591,594
	情報機器	9,272,068
	ＰＣソフト	876,994
	衣料・スポーツ関連	4,032,152
	ＡＶ家電家具	865,925
	日用雑貨	2,011,645
	飲料・食料品全般	9,789,359
	コピー・写真・印刷	1,953,516
	官製品	1,219,787
	物販その他	3,237,162
	旅行関連品	9,882,496
	書籍関連品	142,197,950
	食堂原材料	3,981,957
	コップパン原材料	153,314
小計		208,065,919
貯蔵品	購買外売納品伝票（４Ｐ）	0
小計		0
合計		208,065,919

⑤ 短期貸付金の明細
該当するものはありません。

⑥ 立替金の明細　　単位:円

内訳	金額
㈱エルムプロジェクト	58,014
キャンパスライフサポート㈱	83,682
職員共済掛金	30,314
小計	172,010
共済解約返戻立替金	33,560
小計	33,560
合計	205,570

⑦ 未収金の明細　　単位:円

内訳	金額
北海道事業連合	23,503,084
アペックス（自販機）	12,120,157
北海道大学（留学生宿舎・入構証・図書館配送・文献複写）	1,223,074
広告料（アパマンショップリーシング）	378,000
日本出版販売㈱（図書カード・図書券）	281,652
保険料	96,509
ビール券	15,532
合計	37,618,008

⑧ その他の流動資産の明細　　単位:円

科目	内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
前渡金	ありません	0	0	0
	小計	0	0	0
前払費用	北海道労働局（労働保険料）	870,213	713,441	▲ 156,772
	動産総合保険料・自動車保険料	1,087,578	1,072,100	▲ 15,478
	北海道大学備品賃借料	256,056	236,655	▲ 19,401
	書籍在庫管理保守料	81,000	81,000	0
	小計	2,294,847	2,103,196	▲ 191,651
合計		2,294,847	2,103,196	▲ 191,651

⑨ その他の出資金の明細
該当するものはありません。

⑩ 長期貸付金の明細　　単位:円

内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
役職員	2,254,220	1,601,300	▲ 652,920
合計	2,254,220	1,601,300	▲ 652,920

⑪ 差入保証金の明細　　単位:円

内訳	期末残高
総合警備㈱（店舗両替金預託）	15,000,000
全国大学生協連（旅行保証金）	3,000,000
全国旅行業協会	2,800,000
不動産協会	600,000
ＪＴＢ（旅ネット端末保証金）	500,000
全旅協クーポン会	210,000
日本図書普及㈱図書券販売加入金	60,000
日本図書普及㈱図書カード端末保証金	30,000
合計	22,200,000

⑫ その他固定資産の明細　　単位:円

内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
医学部生協用内装工事一式	1,523,070	1,142,300	▲ 380,770
医学部食堂テーブル・椅子	313,620	156,800	▲ 156,820
医学部生協用空調工事一式	687,000	0	▲ 687,000
医学部生協用電気工事一式	373,000	0	▲ 373,000
工学部冷房工事一式	236,000	0	▲ 236,000
工学部冷房用電気工事一式	72,500	0	▲ 72,500
工学部食堂棟増築工事	657,142	0	▲ 657,142
ポプラ店テーブル・椅子	133,335	0	▲ 133,335
北部店テーブル・椅子	83,605	0	▲ 83,605
一括償却資産（14年度）	97,032	0	▲ 97,032
一括償却資産（16年度）	0	176,000	176,000
合計	4,176,304	1,475,100	▲ 2,701,204

(2)主要な負債の内容
① 支払手形の明細
該当するものはありません。

② 買掛金の明細　　単位:円

内訳	金額
北海道事業連合	336,462,417
そ の 他	4,154,732
合計	340,617,149

③ 未払金の明細　　単位:円

内訳	金額
北海道事業連合	2,159,688
北海道大学（水光熱費等）	3,014,009
北海道大学（施設賃借料）	1,063,240
正文舎他（新学期広報物、Ｗｅｂサイト作成費）	3,207,921
寄付（食堂椅子）	845,424
店舗経費支払	1,386,350
業務車両入替	89,000
生協職員（パート切替退職時礼金）	330,000
合計	12,095,632

④ 未払法人税等の明細　　単位:円

内訳	金額
法人税、法人道民税・事業税、法人市民税	2,300,900
合計	2,300,900

⑤ 未払費用の明細　　単位:円

内訳	金額
未払職員給与	33,412,921
北海道大学（ショップ）	1,422,096
北海道大学（自販機関連）	17,693,091
北海道コカコーラ	701,550
社会保険料未払金	6,468
合計	53,236,126

⑥ 前受金の明細　　単位:円

内訳	金額
組合員（ＩＣプリペイド代金）	76,395,038
組合員（ミールカード代金）	10,795,660
組合員（卒業アルバム代金）	13,710,570
組合員（公務員講座前受金）	9,630,619
組合員（卒業記念印鑑代）	1,037,000
組合員（受験宿泊代金一部）	28,000,000
書籍前受金（各店）	44,988
合計	139,613,875

⑦ 預り金の明細　　単位:円

内訳	金額
組合員（マンション敷金）	16,821,659
組合員（ルームガイド預り）	11,427,670
組合員（ＭＳ清掃料）	8,141,790
組合員（ＭＳ管理預り金）	3,089,032
組合員（駐車場保証金）	69,390
組合員（町内会費）	13,200
組合員（ＩＣプリペイド預り）	1,903,519
組合員（学生生活１１０番）	221,700
組合員（新入生預り金未振分処理分）	678,620
北海道大学（留学生寄宿舎料）	25,687,673
北海道大学（外国人宿舎）	155,597
北海道大学（自販機設置賃料電気料）	1,861,253
北海道大学（学生・教職員証再発行料金）	1,290,500
北海道大学（入構ＩＣ手続料）	18,240
北海道大学（文献複写）	105,939
社内団体預り金	6,636,482
取引先（電気代等）	2,096,089
職員（役職員制度給付金）	13,280
小計	80,231,633
組合員（学生総合共済掛金）	781,400
小計	781,400
合計	81,013,033

⑧ 預り保証金の明細　　単位:円

内訳	金額
アペックス（自動販売機保証金）	2,000,000
合計	2,000,000

⑨ 長期未払金の明細　　単位:円

内訳	金額
マンション修繕積立金	11,000,000
合計	11,000,000

(3)比較貸借対照表および比較損益計算書

① 比較貸借対照表

単位:円

資産の部	2015年度	2016年度	負債・純資産の部	2015年度	2016年度
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	704,441,918	642,737,955	流動負債	907,241,634	786,872,009
現金預金	214,443,253	208,551,504	買掛金	472,056,691	340,617,149
売掛債権	192,096,354	188,288,758	短期借入金	120,000,000	130,000,000
商品及び原材料	256,675,355	208,065,919	未払金	12,745,126	12,095,632
立替金	1,044,360	205,570	未払法人税等	722,900	2,300,900
前払費用	2,294,847	2,103,196	未払消費税等	22,171,097	22,489,294
未収金	39,982,749	37,618,008	未払費用	52,329,892	53,236,126
短期貸倒引当金	▲ 2,095,000	▲ 2,095,000	前受金	102,757,362	139,613,875
未収消費税等	0	0	預り金	118,894,566	81,013,033
			賞与引当金	5,564,000	5,506,000
固定資産	891,252,834	841,971,510			
有形固定資産	753,459,202	710,590,287	固定負債	290,703,228	295,490,728
建物及び付属設備	758,636,525	758,636,525	退職給付引当金	282,703,228	282,490,728
減価償却累計額	▲ 134,226,818	▲ 164,531,247	預り保証金	2,000,000	2,000,000
	624,409,707	594,105,278	長期未払金	6,000,000	11,000,000
車両運搬具	0	0			
減価償却累計額	0	0	負債合計	1,197,944,862	1,082,362,737
	0	0			
器具備品	351,079,613	363,029,260			
減価償却累計額	▲ 281,513,100	▲ 306,027,233			
	69,566,513	57,002,027	（純資産の部）		
土地	59,482,982	59,482,982	組合員資本	397,749,890	402,346,727
建設仮勘定	0	0	出資金	390,836,721	392,434,021
無形固定資産	15,187,108	11,978,823			
ソフトウェア	15,187,108	11,978,823	剰余金	6,913,169	9,912,706
			法定準備金	4,600,000	5,500,000
その他固定資産	122,606,524	119,402,400	施設整備積立金	0	1,000,000
関係団体出資金	82,251,000	82,251,000	当期未処分剰余金	2,313,169	3,412,706
子会社等株式	11,750,000	11,900,000	（うち当期剰余金）	2,148,373	2,999,537
長期貸付金	2,254,220	1,601,300			
差入保証金	22,200,000	22,200,000			
長期貸倒引当金	▲ 25,000	▲ 25,000	純資産合計	397,749,890	402,346,727
その他	4,176,304	1,475,100			
資産合計	1,595,694,752	1,484,709,465	負債・純資産合計	1,595,694,752	1,484,709,464

（3）比較貸借対照表および比較損益計算書

② 比 較 損 益 計 算 書

単位:円

勘定科目	2015年度実績	2016年度予算	2016年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	4,596,382,248	4,689,469,000	4,460,652,834	▲ 135,729,414	▲ 228,816,166
供給値引	33,493,321	38,031,000	32,719,978	▲ 773,343	▲ 5,311,022
純供給高	4,562,888,927	4,651,438,000	4,427,932,856	▲ 134,956,071	▲ 223,505,144
供給原価	3,531,756,920	3,599,847,000	3,395,193,672	▲ 136,563,248	▲ 204,653,328
供給剰余金	1,031,132,007	1,051,591,000	1,032,739,184	1,607,177	▲ 18,851,816
利用事業剰余金	183,640	180,000	128,900	▲ 54,740	▲ 51,100
共済受託手数料収入	16,115,489	17,030,000	17,083,688	968,199	53,688
供給事業手数料収入	37,231,583	35,544,000	34,297,706	▲ 2,933,877	▲ 1,246,294
不動産賃貸収入	86,049,355	86,396,000	88,735,164	2,685,809	2,339,164
その他手数料収入	161,651,600	162,266,000	173,421,614	11,770,014	11,155,614
その他事業収入計	301,231,667	301,416,000	313,667,072	12,435,405	12,251,072
事業総剰余金	1,332,363,674	1,353,007,000	1,346,406,256	14,042,582	▲ 6,600,744
役員報酬	10,343,000	11,511,000	11,439,000	1,096,000	▲ 72,000
職員給与	227,544,388	229,671,000	229,800,298	2,255,910	129,298
定時職員給与	459,752,659	457,068,000	458,116,134	▲ 1,636,525	1,048,134
退職給付費用	24,000,000	25,000,000	35,400,000	11,400,000	10,400,000
法定福利費	67,842,672	65,844,000	68,828,196	985,524	2,984,196
厚生費	19,664,592	7,216,000	7,000,037	▲ 12,664,555	▲ 215,963
派遣人件費	1,679,438	1,547,000	2,023,144	343,706	476,144
人件費合計	810,826,749	797,857,000	812,606,809	1,780,060	14,749,809
教育文化費	5,966,825	7,793,000	7,074,651	1,107,826	▲ 718,349
広報費	61,273,050	62,415,000	67,965,283	6,692,233	5,550,283
消耗品費	41,597,188	42,496,000	45,111,399	3,514,211	2,615,399
物流費	10,645,800	10,755,000	10,279,110	▲ 366,690	▲ 475,890
車輌運搬費	32,090,970	33,533,000	34,261,975	2,171,005	728,975
貸倒引当金繰入額	▲ 270,000	90,000	0	270,000	▲ 90,000
施設維持管理費	34,921,763	34,632,000	35,399,614	477,851	767,614
減価償却費	69,130,302	70,589,000	61,897,051	▲ 7,233,251	▲ 8,691,949
賃借料	13,241,758	12,470,000	13,579,878	338,120	1,109,878
水道光熱費	65,782,927	71,040,000	60,236,111	▲ 5,546,816	▲ 10,803,889
保険料	1,328,731	1,394,000	1,518,733	190,002	124,733
委託料	75,394,460	75,205,000	76,502,362	1,107,902	1,297,362
研修採用費	2,445,945	2,110,000	2,994,876	548,931	884,876
調査研究費	1,020,492	979,000	1,430,045	409,553	451,045
会議費	2,999,120	4,119,000	3,485,135	486,015	▲ 633,865
諸会費	14,334,790	14,062,000	13,951,360	▲ 383,430	▲ 110,640
渉外費	232,352	100,000	189,273	▲ 43,079	89,273
租税公課	9,215,537	9,133,000	9,554,808	339,271	421,808
通信交通費	14,109,752	17,239,000	13,787,657	▲ 322,095	▲ 3,451,343
事業連合委託費	92,128,000	95,349,000	90,019,000	▲ 2,109,000	▲ 5,330,000
雑費	181,860	150,000	105,971	▲ 75,889	▲ 44,029
物件費合計	547,771,622	565,653,000	549,344,292	1,572,670	▲ 16,308,708
事業経費合計	1,358,598,371	1,363,510,000	1,361,951,101	3,352,730	▲ 1,558,899
事業剰余金	▲ 26,234,697	▲ 10,503,000	▲ 15,544,845	10,689,852	▲ 5,041,845
受取利息	28,402	22,000	1,093	▲ 27,309	▲ 20,907
受取配当金	524,800	525,000	524,800	0	▲ 200
雑収入	27,197,800	20,501,000	21,154,877	▲ 6,042,923	653,877
事業外収益	27,751,002	21,048,000	21,680,770	▲ 6,070,232	632,770
支払利息	222,902	295,000	248,802	25,900	▲ 46,198
雑損失	2,028,582	4,250,000	571,083	▲ 1,457,499	▲ 3,678,917
事業外費用	2,251,484	4,545,000	819,885	▲ 1,431,599	▲ 3,725,115
経常剰余金	▲ 735,179	6,000,000	5,316,040	6,051,219	▲ 683,960
特別利益計	3,548,400	0	0	▲ 3,548,400	0
特別損失計	144,848	0	16,503	▲ 128,345	16,503
税引前当期剰余金	2,668,373	6,000,000	5,299,537	2,631,164	▲ 700,463
法人税等	520,000	1,000,000	2,300,000	1,780,000	1,300,000
過年度法人税等	0	0	0	0	0
当期剰余金	2,148,373	5,000,000	2,999,537	851,164	▲ 2,000,463
当期首繰越剰余金	164,796	413,169	413,169	248,373	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
当期未処分剰余金	2,313,169	5,413,169	3,412,706	1,099,537	▲ 2,000,463

１０．製造原価の明細

該当する事項はありません。

Ⅴ 2016年度剰余金処分案

作成 2017年４月１日
備付 2017年５月１日

札幌市北区北８条西７丁目１－１
北海道大学生活協同組合
理事長　柿澤　宏昭

単位:円

項目	金額	
Ⅰ 当期未処分剰余金		3,412,706
Ⅱ 剰余金処分額		
１．法定準備金引当額	500,000	
2. 任意積立金		
(1)施設整備積立金	1,000,000	
		1,500,000
Ⅲ 次期繰越剰余金		1,912,706

施設整備積立金は、計画している施設整備のために、自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、昨年度から開始しました。目標額は1億円とします。

教育事業等繰越金

上記の次期繰越剰余金には、
消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金が含まれています。

単位:円

項目	金額	
Ⅰ 当期首繰越金		150,000
Ⅱ 今期処分額		150,000
Ⅲ 今期繰入額	150,000	
Ⅳ 次期繰越金		150,000

2017/05/31

（株）エルムプロジェクト
代表取締役社長　岸本

（株）エルムプロジェクトの 2016 年度のまとめと 2017 年度計画

この（株）エルムプロジェクトは事業の全般に渡り、北海道大学様のご指導をいただきながらすすめております。

2016 年度は大学のロゴ仕様の承認やグッズ制作の申請部局の変更（広報課→産学連携推進本部）がありました。この変更により今までの申請手順からはできる限り簡素化し、多くの大学グッズの制作を要望しますというものでした。また 1 年半にわたって行われていた北海道大学総合博物館の耐震工事も 6 月で終了し 7 月より再開され、それに伴いミュージアムショップの新商品開発などをすすめました。

今年も授業への貢献として博物館の先生による授業『博物館コミュニケーション特論Ⅲ』にも参加させていただき、学生が企画提案する博物館グッズの制作にかかわりました。4 つの学生企画グッズの制作を進め 2017 年 5 月発売を予定しています。

その他、創成科学研究機構主催の『第 37 回 創成科学サロン＆夏の宴』では博物館グッズ企画ワークショップを開催し、ワークショップの中で行われるグッズ企画の審査員として参加もさせていただきました。

夏の宴ワークショップの様子

運営面ではフレンドリー職員3名とアルバイト 1 名での運営に変更していますが、下期にフレンドリー職員の退職などもあり会計業務が若干滞る状況が続いており、他のスタッフへの負担が大きくなっています。後任が確定するまで北大生協職員からの支援をいただいて苦慮しながら運営してきた年でもありました。

全体としては 2016 年度も大学貢献を大きな柱とし、北大の広報活動の支援、北海道大学グッズの開発及び、北大ショップ支援、大学生協北海道事業連合（名産品ギフト）の業務委託を担う事業などをすすめてきました。

〔1〕2016 年度のまとめ

1. 北大オリジナル商品開発について

2015 年 4 月より大学部局の担当編成により今まで大学グッズの認可等については総務部広報課でしたが、産学連携推進本部に変更となりました。またよりスピーディーに新たな商品開発を進め、多くの大学グッズを作成してほしいとの大学の考えから、申請手続きに関しては大きく簡素化されました。しかし商品回転による資金繰りの関係、在庫リスク、スタッフの退職等の様々な理由から大学から求められている多くの商品開発まで行うことはできませんでした。

2016 年度に新商品開発まで進めることができたものは以下の通りです。その他として大学の先生より既存グッズ（キャンパスノート）の印字について北大で販売することに対し不適切であるとの指摘があり、期中での販売中止にした商品があります。それらも含め報告いたします。

【先生から指摘を受けた商品及び内容】

・カレッジノート青（B 罫）　販売価格 154 円（税込み）　在庫数量 338 冊

・カレッジノート緑（A 罫）　販売価格 154 円（税込み）　在庫数量 387 冊

※廃番理由～表紙に印字されている文面が北大グッズとしてふさわしくないという指摘を受けたため。

2017/05/31

（株）エルムプロジェクト
代表取締役社長　岸本

※内容～大学の先生からメールについて北大オフィシャルグッズの中の商品で、オフィシャルグッズとしてそぐわない（ノートの表紙の英語に気になるところを見つけた）表記のグッズがあるとのご指摘をうけました。

【下記がその表記と指摘内容】

For all sensuous people Line: A

Authentic necessaries for official and personal life scene.

一行目の直訳は：性欲をそそる人のため　ライン A。2行目の英語も文法・語彙の面でおかしく聞こえる。外国人観光客など英語のネイティヴスピーカーがこのノート見たら、笑われます。中には北大を馬鹿にする人もいると思います（変な和製英語を共有するウェブサイトが複数あります）。北大のオフィシャルグッズとして販売するのは不適切であるとしか思えません。スーパーグローバル大学として、学生全員の英語力を上げる教育組織として、オフィシャルグッズに変な「宣伝のための英語」を利用するのは良くないと思います。今後、すべてのオフィシャルグッズで使われている英語のネイティヴチェックをお願いするとともに、上記ノートの販売の再検討をお願いしたいと思います。

※上記の指摘を受け、留学生等にも照会し確認したところ、昔はそのような意味合いではない単語だったが、現在は見方によれば意味合いとして取れなくもないとの事から、製作元である株式会社キョクトウ・アソシエイツにも状況を伝え、今後制作にあたる際の注意事項を伝え、（株）エルムプロジェクトとしては廃番商品として対応することとした。

【2016 年度に制作した新商品及び、制作発注済み商品の一例】

① 北大オリジナルノート・・・　カレッジノートに代わる商品として北大グッズ PJ と一緒に考案した大学ノートの定番商品です。

② 北大オリジナルスウエット上下・・・4 月の新学期に体育授業に合わせ、各種トレーニングウェアーの販売をおこなっており、各サークルからも要望が多いことから試験的に制作販売を行います。

③ 黒板消し型タブレット・PC クリーナー　・・・　北大グッズで人気の黒板消し型携帯ストラップのタブレット版を起案いたします。黒板消し型携帯ストラップは食品グッズを除く記念品の中では自分用として購入する方が多く、タブレット版も同様に人気商品になると考えています

④ 北大はるにれ両面ポストカードフレーム　・・・　現在、北大のニレ材を使用し卓上写真立てを販売しています。同商品を製作している取引先ではこのタイプのポストカードフレームタイプが好調との事で、追加アイテムとして製作販売したいと考えています。

⑤ エンレイソウ刺繍入りロゴネクタイ」（デザイン変更）・・・従来商品のクラーク刺繍柄ネクタイの変更でエンレイ草柄刺繍のネクタイです。以前、広報課のグッズ協議で新たなネクタイをとの要望があがっておりクラークネクタイの在庫がなくなるタイミングで切り替えを予定していた商品です。

その他、既存商品のデザイン変更などをおこなった新商品販売も多く進めました。

（株）エルムプロジェクト
代表取締役社長　岸本

⑥　北大オリジナルクリアファイル
⑦　北大オリジナル付箋
⑧　鉛筆 5 本セット等

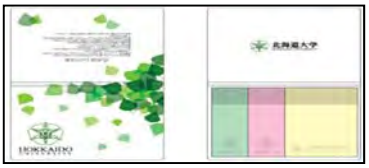

2. 学内外への広報活動の支援(販売)を行いました

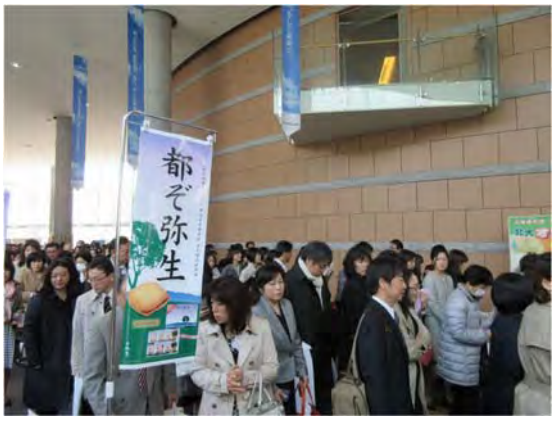

2016 年度も、北大入学式会場（札幌コンベンションセンター）での北大グッズ販売支援を行い、多くの保護者の皆様に大学グッズを通じ北海道大学を知っていただくことができました。

エルムプロジェクトでは入学式会場でのレジ管理及び会場受付商品の発送作業を担当し、当日受注した宅配、後日ファックスや電話で注文が来るものの対応を全て行ないました。

売上は前年実績 2,193 千円に対し本年実績は 1,620 千円と▲573 千円下回りました。会場売上が減少しましたが、会場でのカタログ配布と北大生協からの親元へのダイレクトメール送付により、後日注文をいただきカバーをしています。

上記の他に、支援としてミュージアムショップのリニューアルオープンに向け博物館オリジナルグッズの検討もすすめた他、博物館の授業『博物館コミュニケーション特論Ⅲ』において 4 つの商品（ミニタオル・エコバック・トランプ・USB メモリ）制作を検討し、2017 年 5 月から順次発売を開始するため学生との打ち合わせを行い大学貢献、学生の成長等への対応も進めています。

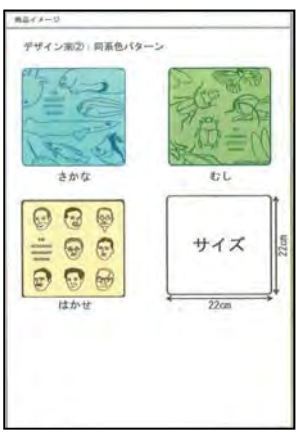

※博物館コミニュケーション特論Ⅲでの商品の一例

(株)エルムプロジェクト
代表取締役社長　岸本

						単位（千円）
	2015年実績	2016年予算	2016年実績	前年差異	伸長率	予算差異
売上高	40,457	43,650	45,686	5,229	112.9%	104.7%
供給剰余金	8,474	8,930	9,070	596	107.0%	101.6%
GPR	20.9%	20.5%	19.9%	-0	94.8%	97.0%
その他手数料収入	453	620	430	-23	94.9%	69.4%
事業総剰余	8,927	9,550	9,500	573	106.4%	99.5%
人件費	3,436	3,623	3,509	73	102.1%	96.9%
物件費	4,265	5,479	5,260	995	123.3%	96.0%
事業経費計	7,701	9,102	8,769	1,068	113.9%	96.3%
事業剰余金	1,226	448	731	-495	59.6%	163.2%
事業外費用	281	0	110	-171	39.1%	#DIV/0!
経常剰余	945	448	620	-325	65.6%	138.4%
法人税	290	0	190	-100	65.5%	#DIV/0!
当期利益	655	448	430	-225	65.6%	96.0%

3. 2016 年度決算報告

数値関係～

※北大認定グッズの出荷分(16/04～17/03)に対する北大への**商標使用料は 839 千円(昨年+279 千円)**でした。

・特徴

2016 年度は、1 年半にわたる北大総合博物館の耐震工事も 6 月で終了し、ミュージアムショップ営業再開という年でもあり売り上げを期待した年でもありました。

リニューアルオープン当初はまだミュージアムショップの新商品ができておらず、博物館の先生たちからの要望や他の博物館での取り扱い商品を参考にメーカー商品の取り扱いを中心に対応しオープン支援をさせていただきました。またメーカー商品の取り扱い(仲介)が多いこと等から、利益率も下がり供給剰余率では 0.6%のマイナスとなり、供給実績は予算を+2,036 千円と上回りましたが供給剰余予算はほぼ予算通りでした。人件費は前年比+73 千円、予算比▲114 千円と節約ですが、実態は会計担当スタッフが退職し、後任配属に苦慮した年でもありました。物件費は前年比+995 千円、予算比+▲219 千円と節約で終了しました。広報費▲855 千円で、これはグッズカタログ製作費 400 千円、新学期広告費 500 千円等を予算化していましたが未執行です。渉外費も執行せず▲111 千円と節約、また計画外ではありますが消耗品費で iPad を 5 台購入しました。これは次年度対策の一つとして大学や学外商談等の打ち合わせに行く際にグッズ紹介、新商品提案等に活用するため、また北大生協セールスへレンタルし、様々な場面で紹介していただくことを想定しました。

最終的には供給予算は達成、供給剰余はほぼ予算通り、人件費、物件費とも節約により経常剰余は 620 千円で終了しました。法人税 190 千円を支払い、当期剰余金は 430 千円の黒字(予算比▲17 千円)で年度を終えることが出来ました。

2017/05/31

(株)エルムプロジェクト
代表取締役社長　岸本

〔2〕2017 年度予算・その他

単位（千円）

	2015年実績	2016年実績	2017年予算	17計画-15実績	17計画－16実績
売上高	40,457	45,686	49,000	8,543	3,314
供給剰余金	8,474	9,070	9,800	1,326	730
GPR	20.9%	19.9%	20.0%	-0.01	0.15%
その他手数料収入	453	430	430	-23	0
事業総剰余	8,927	9,500	10,230	1,303	730
人件費	3,436	3,509	4,075	639	566
物件費	4,265	5,260	5,833	1,568	573
事業経費計	7,701	8,769	9,908	2,207	1139
事業剰余金	1,226	731	322	-904	-409
事業外費用	281	110	0	-281	-110
経常剰余	945	620	322	-623	-298
法人税	290	190	0	-290	-190
当期利益	655	430	322	-333	-108

※事業課題及び目標

ア．第 2 の札幌農学校クッキーのような商品開発を各社と協力して開発発売できるようすすめていきます。はじめに北大饅頭のリニューアルをすすめます。

イ．商品在庫の管理を強化し、回転率を上げ収益、資金管理をよりスムーズにし会社運営の安定を目指します。

ウ．北大グッズプロジェクト(生協職員)と協同で新たな北大グッズ製作をすすめます。

エ．ホームページでの受注拡大を目指し、WEB上でのカード決済も検討します。

オ．北大近郊ホテル等への北大グッズパンフレットの設置を行いカタログファックスでの受注を増やします。

カ．校友会エルムとの連携をはかり、北大グッズカタログ等を会報等に同封していただけるようすすめていきます。

キ．経常利益は+322 千円の黒字を目指します。

※昨年と比較した主な費用

4 月～会計担当の欠員状態のため、システム委託料として北大生協へ 4 万円計画

7 月～北大グッズカタログ製作費用として 20 万円を計画

9 月＆3 月～商標使用料(北大生協グッズも含め)として 84 万円と 56 万円を 9 月と 3 月に計画

10 月～北大卒業 DM への広告費用として 20 万円計画

2 月～北大新入生冊子への広告費として 12 万円計画

3 月～経営指導料として 48 万円を計画

以上

国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生活協同組合（以下「乙」という。）は，甲の国立大学法人への移行に当たり，これまで積み重ねてきた甲乙間の従前の関係を尊重し，今後の大学の福利厚生を充実させていくために，甲の構成員である学生・教職員（以下「学生等」という。）の福利厚生に係る業務の一部を乙に委託することに関し，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は，甲が行うべき，学生等のための福利厚生の充実を図る目的をもって，次の各号に掲げる福利厚生業務（以下「本件業務」という。）を乙（乙は，甲を職域とし，学生等が結成し，運営する生活協同組合である。）に委託し，乙はこれを受託する。とりわけ，学生支援のための福利厚生は，大学が行うべき正課外の教育でもあり，正課の教育では代替できない固有の意義があるものであって，この意味でも乙の行う本件業務は，甲にとって不可欠のものであり，乙は，この観点からも甲に協力し誠実に責任を持ってこれを遂行するものとする。

⑴　食堂業務

⑵　購買業務

⑶　住居・旅行等の各種斡旋及びサービス業務

２　甲は上記の外，福利厚生に係る新たな業務を乙に委託する場合は，その都度甲，乙協議して定めるものとする。

３　甲は，高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため，学生等に対する福利厚生の充実を継続的に目指し，乙は，その組合員のための生活の文化的経済的改善向上を図る諸活動を通じて，学生等の福利厚生の充実を目指すものである。

（乙の責務）

第２条　乙は，本件業務の実施に当たり，関連する法令，規則等を遵守するとともに，善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行し，甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

２　乙は，いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり，学生等の不利益となる行為をしてはならない。

３　乙が行う本件業務は，良質で低廉な飲食物・商品・サービス等を提供するものとする。

４　乙は，本件業務を運営する際にトラブルが発生した場合は，原則として乙の責任において解決を図るものとする。

５　本件業務実施のために乙が行う商取引の一切は，乙自らの名義において行うものとし，甲の名義を使用しない。

（物件の利用）

第３条　甲は第１条の目的に向けた本件業務のために，甲と乙が別に締結する「使用貸借契約書」に定めた土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の利用に供する。

２　前項の定めに関わらず，甲が定めた別記「取扱要領」に掲げた諸条件を乙が具備しない場合は，貸付料を徴収することができるものとする。

３　乙は，甲からの便宜供与の目的を受け止め，本件業務を誠実に責任を持って行う。また，乙は，甲が高等教育機関としての社会的使命を達成することは，自らの組合員である学生等の願いでもあるという認識に立ち，甲の高等教育機関としての社会的使命達成に積極的に協力するものとする。

４　乙は，固定資産等の使用の変更等をしようとする場合は，事前に甲の許可を得なければならない。

５　乙が，臨時的に短期間において第１項の規定に定める以外の固定資産等を使用しようとする場合は，別途使用の許可を申請し，甲の許可を得なければならない。

（第三者の使用）
第４条　乙は，第三者に固定資産等の全部又は一部を貸与し，又は運営を委託することはできない。ただし，乙が直接運営することが当該業務の規模又は種類により困難であって，第三者に委託する方が能率的であり，かつ安価であると認められる場合は，甲の許可を得て，その一部を第三者に委託することができる。
（施設等の管理）
第５条　乙は，善良な管理者の注意をもって固定資産等を維持管理しなければならない。
２　甲の指定する固定資産等には，乙はあらかじめ甲の承認を得て，業務に必要な諸設備・什器・備品等を乙の負担において備えることができる。ただし，事情や内容等により甲乙協議の上，甲の負担において備えることがある。
３　甲が乙に貸与している固定資産等に関する小規模の修繕は，原則として乙の負担とする。ただし，甲乙協議の上，甲の負担で行うことがある。
４　乙は，固定資産等の滅失，毀損を発見した時は，速やかにこれを甲に報告しなければならない。
（固定資産等の監督）
第６条　甲は，固定資産等について随時実地調査することができる。
２　乙は，前項の調査に必要な報告を甲から求められた場合，これに応じなければならない。
３　甲は，固定資産等の維持管理に関し適宜必要な指示をすることができ，乙は当該指示に従うものとする。
（業務日時等）
第７条　乙は，本件業務の種類・内容・業務日時等を日常的に甲に報告し，甲又は学生等に重要な影響を与える施策等を実施する場合には，事前に甲と協議し，乙が行う本件業務に甲の意向が反映するよう努めなければならない。
２　甲は，本件業務の種類・内容・業務日時等に関し甲が必要と認めた場合，その都度乙を指導することができるものとし，甲から乙への指導が行われた場合，乙はこれを真摯に受け止め誠実に対応するものとする。
（衛生管理等）
第８条　乙は，本件業務に従事する従業員の勤務態様，健康管理，就業並びに衛生管理等について関係法令を遵守すること。また，異常が判明したときは遅滞なく甲に報告するとともに，甲の管理運営及び本件業務の実施に支障を来さないよう万全を期するものとする。
（費用負担）
第９条　乙は，本件業務の運営に係る人件費，保健衛生費，被服費，光熱水料，原材費，通信費，その他本件業務に必要な経費を負担する。
（対価の不発生）
第１０条　甲及び乙は，本件業務の実施に関し，本契約書に定める以外，名目の如何を問わず何らの金員も相手方に請求しない。

（報告等）
第１１条　乙は，半年に１回ずつ，本件業務の内容，収支決算等を書面により甲に報告しなければならない。
２　甲は，乙の損益計算書等の決算に関する書類，その他の書類の提出を求めることができる。
（協議機関の設定）
第１２条　甲及び乙は，学生等の福利厚生に関する事項及び関連する事項について，甲乙間で恒常的な協議の場を設定する。構成は，甲の総長又はこれに代わる者，乙の理事長又はこれに代わる者を含むものとする。また，必要に応じて，各レベルでの協議の場を設けるものとする。
（契約期間）
第１３条　契約期間は，平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までとする。ただし，契約期間満了の６か月前までに，甲，乙いずれからも何らの意志表示をしない場合は，契約期間満了の日の翌日から向こう１か年の契約を更新したものとみなし，その後も同様とする。
（秘密保持）

第１４条　甲及び乙は，契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について，これを第三者に漏洩してはならない。

２　前項の規定は，本契約の終了においても同様とする。

（解除）

第１５条　甲は，次の各号に該当するときは，契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

⑴　乙に，本契約に違背する事実があったと甲が認めたとき

⑵　甲が，固定資産等を必要とすることになったとき

（契約終了時）

第１６条　契約が終了した場合において，乙は甲に対し，固定資産等に改良のために投じた有益費その他の費用が現存している場合にあっても，その費用等の償還の請求はしないものとする。

２　契約が終了した場合，乙は甲の指定する期日までに固定資産等を現状に回復して返還しなければならない。ただし，甲が特に承認したときは，この限りでない。

３　前項の場合において，乙が，原状回復の義務を履行しないときは，甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合，乙は甲に異議を申し立てることはできない。

（損害賠償）

第１７条　乙は，その責に帰する事由により固定資産等に損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし，前条第２項による原状回復をした場合は，この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか，乙は，本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（協議）

第１８条　この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には，甲乙双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙双方が記名押印のうえ，各自その１通を保管するものとする。

平成１６年４月１日

甲　札幌市北区北８条西５丁目
国立大学法人北海道大学
総　長　　中　村　睦　男　　印

乙　札幌市北区北８条西７丁目
北海道大学生活協同組合
理事長　　榎　戸　武　揚　　印

変更契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生活協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成１６年４月１日付けで締結した国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約（以下「原契約」という。）について、原契約書第１８条に基づき、次の条項とおり変更契約を締結する。

第１条 原契約の一部を次のとおり変更する。

第３条　甲は、第１条の目的に向けた本件業務のために、別に定めた甲の所有する土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の使用に供する。

４　乙は、固定資産等の使用の変更等及び第１項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

５　乙が、臨時的に短期間において第１項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

第５条

３　固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行なうことがある。

別記（第３条第２項関係）取扱要領「３．その他」を削除する。

第２条 前条は、平成２２年４月１日から適用するものとする。

上記契約の成立を証するため，本契約書を２通作成し，甲乙双方が記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

平成２２年３月３１日

甲　札幌市北区北８条西５丁目
国立大学法人北海道大学
総　長　　佐　伯　　浩　　印

乙　札幌市北区北８条西７丁目
北海道大学生活協同組合
理事長　　太　田　幸　雄　　印

設立趣意書

北海道大学生活協同組合

敗戦後、新たな意志と目標とを持って再び学校に戻って来た学生を迎えたのは不完全経済の波であり、荒狂うインフレの波であった。その混乱のさなかに北海道大学協同組合は生まれた。「学園の自治」「学問の自由」を守るためには学生も教職員ともに、まず自らの生活を自らの手で守らねばならなかったのである。爾来十年、幾多の曲折はあったが北大協同組合は常に組合員相互の信頼をもとに組合員の総意によって運営され、学園の福利厚生施設の改善整備に、組合員の文化的、経済的生活の向上に大きな役割をはしてきた。

近来「戦後は終わった」ということが各方面で叫ばれ、特に昨年は経済界が、それこそ「神武以来の好景気」に湧いたといわれたが、私たちの生活は決して楽なものではない。むしろ国鉄運賃、消費者米価の値上げは直接間接を問わず、私たちの生活に大きな影響を与えている。しかも、よりよい学園生活の建設を目指す私たちの運動に対する圧迫は最近ますます激しさを加え、私たちの正当な権利を否定しさろうとしている。この時にあたり、私たちは協同組合の使命の重大さを改めて痛感するとともに、この組合の社会的な信用を一層高め、その基礎をより強固なものにしなければならないと考える。以上の理由から北海道大学協同組合は消費生活協同組合法に則り「北海道大学生活協同組合」として新たに発足しようとするものである。

2016年5月26日通常総代会で改正を議決し、2016年6月14日に北海道知事から認可を受けた北海道大学生活協同組合定款は以下のとおりです。

北海道大学生活協同組合 定款

第1章 総則

（目 的）

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、北海道大学生活協同組合という。

（事業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
(2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
(3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
(4) 組合員の生活の共済を図る事業
(5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
(6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
(7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
(8)前各号の事業に附帯する事業

（区域）

第4条 この組合の区域は、北海道大学の職域とする。

（事務所の所在地）

第5条 この組合は、事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 組合員及び出資金

（組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（加入の申込み）

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。
（届出の義務）
第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
（自由脱退）
第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
（法定脱退）
第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。
⑴ 組合員たる資格の喪失
⑵ 死亡
⑶ 除名
（除名）
第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
⑴ 1年間この組合の事業を利用しないとき。
⑵ 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
⑶ この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。
（脱退組合員の払戻し請求権）
第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
⑴ 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
⑵ 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。
（出資）
第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の10 分の1とする。
3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。
（出資1口の金額及びその払込み方法）
第15条 出資1口の金額は、1,000 円とし、全額一時払込みとする。
（出資口数の増加）
第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。
（出資口数の減少）
第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の10 分の1を超えたときは、10 分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合

に請求することができる。
4 第13 条3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

（役員）

第18条 この組合に次の役員を置く。
(1)理事 16 人以上、21 人以内
(2)監事 3人以上、5人以内

（役員の選挙）

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。
2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
3 役員の選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1につき1票とする。

（役員の補充）

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。
2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。
3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（役員の兼職禁止）

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。
(1) この組合の理事又は使用人
(2) この組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

（役員の責任）

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
(3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7 理事は、第2項による理事の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。
8 第5項の議決があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金（当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。）を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
(1) 理事 次に掲げる行為
イ 法第31 条の7第1 項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告
(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。
3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。
2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選任しなければならない。
2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長2名以内、専務理事1人及び常務理事4人以上7人以内を理事会において互選する。
2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長・副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長・副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
6 理事は、理事長・副理事長・専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（理事会）

第29条 理事会は、理事をもって組織する。
2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事長が招集する。
4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（理事会招集手続）

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（理事会の議決事項）

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
(4) 取引金融機関の決定
(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

（理事会の議決方法）

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成したときは、出席した理事及び監事はこれに電子署名

をしなければならない。
（定款等の備置）
第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。
(1) 定款
(2) 規約
(3) 理事会の議事録
(4) 総代会の議事録
(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下決算関係書類という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告書を含む。）
2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
（監事の職務及び権限）
第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
2 監事は、いつでも、理事及びこの使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、前項の報告又は調査を拒むことができる。
5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。
（理事の報告義務）
第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
（監事による理事の行為の差止め）
第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。
（監事の代表権）
第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合
(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100 分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、200 人以上400 人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

（通常総代会の招集）
第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。
（臨時総代会の招集）
第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。
（総代会の招集者）
第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。
（総代会の招集手続）
第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。
2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。
5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。
（総代会提出議案及び書類の調査）
第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。
（総代会の会日の延期又は続行の決議）
第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。
（総代会の議決事項）
第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。
(1) 定款の変更
(2) 規約の設定、変更及び廃止
(3) 解散及び合併
(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
(5) 出資一口の金額の減少
(6) 事業報告書及び決算関係書類
(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。
（総代会の成立要件）
第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内に

さらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

（議決権及び選挙権）

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

（総代会の議決方法）

第61条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

（総代会の特別議決方法）

第62条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 組合員の除名
(4) 事業の全部の譲渡
(5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（組合員の発言権）

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

（総代会の議事録）

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名または記名押印する。

（解散又は合併の議決）

第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事長が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

（総会及び総代会運営規約）

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

（事業の利用）

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

（事業の品目等）

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用具品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、煙草、酒、プレイガイド斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業及び火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

第6章 会計

（事業年度）

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

（財務処理）

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細表を作成するものとする。

（収支の明示）

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

（法定準備金）

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

（教育事業等繰越金）

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充

てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。
2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

（剰余金の割戻し）

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

（利用分量に応ずる割戻し）

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。
2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。
4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれをしなければならない。
8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

（出資額に応ずる割戻し）

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を

行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

（端数処理）

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他の剰余金処分）

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損金のてん補）

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

（投機取引等の禁止）

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

（組合員に対する情報開示）

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

（解散）

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。
(1) 目的たる事業の成功の不能
(2) 合併
(3) 破産手続開始の決定
(4) 行政庁の解散命令
2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学するものを除く。）が20人未満になったときは、解散する。
3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第84条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

（公告の方法）

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。
2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

（組合の組合員に対する通知及び催告）

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したとき

は、その場所又は連絡先にあてて行う。
2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。
（実施規則）
第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。
附則
（施行期日）この定款は1957 年11 月30 日より施行する。1960 年5月・61 年5月・64 年5月・64 年11 月・65 年5月・67 年5月・69 年10 月・76 年11 月・77 年11 月・78 年5月・85 年5月・86 年5月・91 年5月・92 年5月・94 年5月・01 年5月・06 年6月・08 年2月・08 年5月・09 年6月19 日・11 年7 月及び2016年5月一部改正施行する。_

2017 年度　北大生協の営業時間

北大生協のホームページ（http://www.hokudai.seikyou.ne.jp/）で常に正確にご案内しています。臨時の営業・閉店なども反映させていますのでご活用ください。下表は 2017 年 4 月現在の営業時間ですが、今後変更することがあります。ご了解ください。

店舗名		通常期 営業時間		
		平日	土曜日	日曜・祝日
生協会館店	購買	8:00 － 19:00	10:00 － 15:00	閉店
	書籍	10:00 － 19:00	10:00 － 15:00	
	キャリアサポート	10:00 － 19:00	10:00 － 15:00	
	購買外売	9:30 － 17:30	閉店	
	書籍外売	9:30 － 17:30	閉店	
	理事会室	10:00 － 19:00	10:00 － 15:00	
	北海道協同保険サービス	10:00 － 18:00	10:00 － 13:00	
	（株）エルムプロジェクト	10:00 － 17:00	閉店	
北部店	購買	8:15 － 20:00	10:00 － 14:00	閉店
	書籍	10:00 － 18:30	10:00 － 14:00	
	トラベルセンター	10:00 － 18:00	閉店	
	食堂	8:00 － 20:00	10:00 － 14:00	
	ケータリング/弁当　受注時間	11:00 － 17:00	閉店	
クラーク会館	印刷情報サービス	10:00 － 18:00	閉店	閉店
	ルームガイド	10:00 － 18:00	10:00 － 13:00	
	マンション管理	10:00 － 18:00	10:00 － 13:00	
	共済	10:00 － 18:00	10:00 － 13:00	
	食堂	11:00 － 19:00	11:00 － 14:00	
中央店	購買	8:00 － 21:00	9:00 － 19:30	10:00 － 16:00
	食堂1F	10:00 － 20:00	11:00 － 19:00	11:00 － 15:00
	食堂2F	11:00 － 14:00	閉店	閉店
	コップパン	10:00 － 18:00	10:00 － 15:00	夏期のみ10:00～15:00
学部店	工学部購買	9:30 － 20:30	11:00 － 15:00	閉店
	工学部食堂	11:00 － 20:00	閉店	
	工学部食堂ラウンジ	11:00 － 13:00		
	理学部スモールショップ	10:00 － 13:00	閉店	閉店
	文系棟スモールショップ	10:00 － 13:00	閉店	閉店
	農学部食堂	11:00 － 15:00	閉店	閉店
	農学部購買	10:00 － 18:00		
	医学部食堂	11:00 － 18:00	11:00 － 13:00	閉店
	医学部購買	10:00 － 18:00	10:00 － 13:00	
	医学部保健学科購買	10:00 － 18:30	閉店	閉店
	薬学部購買	10:00 － 19:00	10:00 － 14:00	閉店
	獣医学部購買	10:00 － 17:00	閉店	閉店
	学生寮購買（1部）	10:00 － 13:30	10:00 － 13:30	閉店
	学生寮購買（2部）	14:00 － 15:00	14:00 － 15:00	
	学生寮購買（3部）	18:00 － 21:00	閉店	19:00 － 21:00
	歯学部購買	10:00 － 18:00	閉店	閉店
	ポプラ食堂	11:00 － 14:00	閉店	閉店
	ポプラ購買	10:00 － 19:00		
	水産購買・書籍	10:00 － 18:00	閉店	閉店
	水産食堂（昼営業）	11:00 － 14:00		
	水産食堂（夜営業）	17:30 － 19:00		
大学直営SHOP	北大インフォメーションセンター エルムの森ショップ＆カフェ	8:30 － 17:00	8:30 － 17:00	8:30 － 17:00
	北大総合博物館ミュージアムショップ （月曜定休）	10:00 － 17:00	10:00 － 17:00	10:00 － 17:00

※博物館ショップ/エルムショップは大学直営ですが生協が運営を委託されています。

北海道大学生活協同組合

〒060-0808 札幌市北区北8条西7丁目
TEL 011-746-6218 FAX 011-746-2341
http://www.hokudai.seikyou.ne.jp/
e-mail：seikyou@coop.hokudai.ac.jp